

美浜町高齢者福祉計画・
第9期介護保険事業計画
(素案)

令和5年11月
美浜町

<目 次>

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定に向けた体制と取組	4
第2章 美浜町の高齢者を取り巻く状況	5
1 人口等の状況	5
2 サービスの状況	11
3 アンケートからみる高齢者の状況	18
第3章 計画の基本的な考え方	23
1 基本理念	23
2 基本目標	24
3 施策の体系	25
第4章 計画の内容	26
基本目標1 高齢者の生きがいと健康づくり	26
1 生きがいづくり・社会参加の推進	26
2 健康づくりと介護予防・自立支援の推進【重点】	29
基本目標2 介護保険事業の円滑な運営	34
1 認知症施策の総合的な推進【重点】	34
2 在宅医療・介護連携の推進【重点】	38
3 介護保険サービスの質の向上	41
4 制度の持続可能性の確保	47
基本目標3 安心して暮らせるまちづくり	51
1 支え合いの仕組みづくり	51
2 安心・安全な生活環境の確保	55
3 在宅生活を支える多様な支援	58
4 権利擁護の推進	61
第5章 介護保険サービスの見込み	63
1 介護保険給付費の見込み	63
2 保険料の設定	69
第6章 計画の推進体制	73
1 計画の推進体制	73
2 計画の進行管理	74
資料編	75

持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けて

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に掲げられた国際目標で、平成28（2016）年から令和12（2030）年までの間に達成すべき17の目標（ゴール）と、関連する169のターゲットで構成されています。

「誰一人取り残さない」を基本理念とするとともに、持続可能な開発をめざすうえで重要とされる社会・経済・環境の各側面からの総合的な取組に重点が置かれており、「美浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」でも、持続可能な開発目標の実現に向けた施策を推進します。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

1 貧困をなくそう 	2 飢餓をゼロに 	3 すべての人に健康と福祉を 	4 質の高い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 	6 安全な水とトイレを世界中に 
7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 	8 働きがいも経済成長も 	9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	12 つくる責任つかう責任 
13 気候変動に具体的な対策を 	14 海の豊かさを守ろう 	15 陸の豊かさも守ろう 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 	

このうち、本計画に関する目標

3 すべての人に健康と福祉を 	8 働きがいも経済成長も 	10 人や国の不平等をなくそう 	11 住み続けられるまちづくりを 	16 平和と公正をすべての人に 	17 パートナーシップで目標を達成しよう 
--	--	---	--	---	--

1 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は平成12(2000)年4月に施行され、20年が経過しました。現在では、介護サービス利用者は制度創設時の3倍を超えており、それに伴い介護サービス提供事業所数も着実に増加してきました。その結果、介護保険制度は高齢者の介護になくてはならないものとして定着し、高齢者やその家族を支えるものとなっています。

わが国では高齢化が進行しており、令和4(2022)年には高齢化率が28.8%と3割に近づきつつあります。一方、美浜町では、令和4(2022)年9月末で、高齢化率が32.4%となっており、3人に1人は65歳以上の高齢者となっています。また、75歳以上の後期高齢者の割合は、令和元年(2019)年から前期高齢者の割合を上回っており、今後も割合の増加が見込まれています。こうした現状を踏まえ、今後の介護保険制度を維持していくことが重要となっています。

本町の介護保険事業計画は、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年及び、現役世代が急減する令和22(2040)年を見据えて、高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援の包括的な確保に取り組んできました。

現行の「美浜町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」では、「住み慣れた みはまで 支え合い いきいきと暮らせるまちをめざして」を基本理念として掲げ、地域包括ケアシステムの深化・推進、認知症施策の推進、在宅医療・介護連携の推進を重点的に取り組んできています。

本町では、第8期計画を踏まえ、新たに「美浜町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定し、地域包括ケアシステムの深化・推進とともに、高齢福祉、介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援等の制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」の従来の関係を超えて、人と人、人と社会のつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる包摂的な社会である「地域共生社会」の実現を目指していきます。

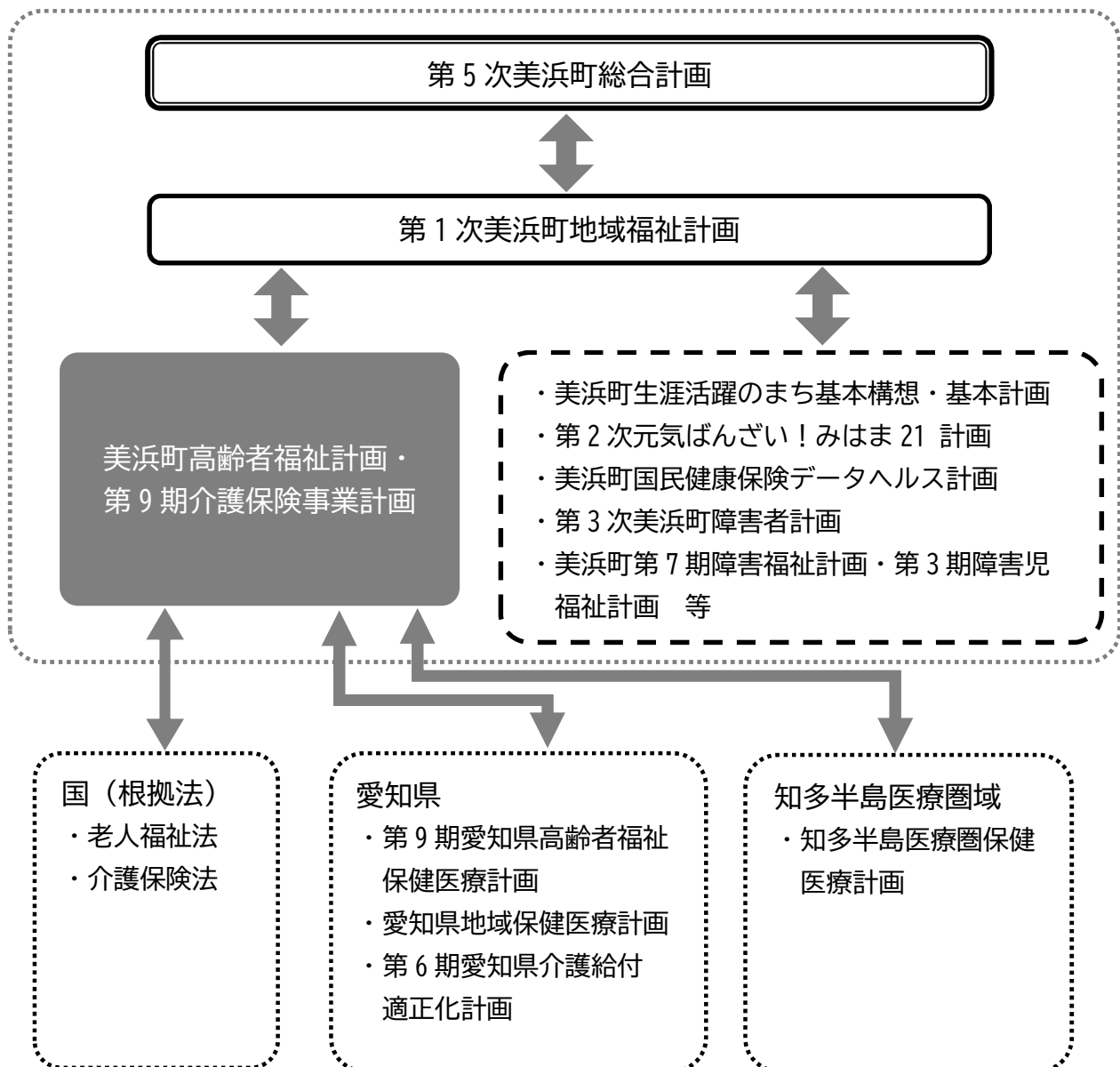
2 計画の位置づけ

本計画は、「老人福祉法」（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 の規定に定める高齢者福祉計画と「介護保険法」（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に定める介護保険事業計画を一体のものとし、3 年を 1 期として策定するものです。

「第 5 次美浜町総合計画」並びに「第 1 次美浜町地域福祉計画」を上位計画とし、その他の本町の関連計画との整合を図ります。

また、国の基本指針や愛知県の計画とも整合を図り、方向性を示すものとします。

■本計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画は、介護保険法第 117 条第 1 項に定められているとおり、3 年を 1 期として策定しており、令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までを計画期間としています。なお、高齢者福祉計画も一体的に令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの 3 年間の計画として策定します。

これまでは、団塊の世代が後期高齢者となる令和 7 (2025) 年を見通しながら計画を策定してきましたが、本計画の期間内に令和 7 (2025) 年を迎えることとなります。その先のいわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上になる令和 22 (2040) 年に向け、中長期的な目標を示していきます。



4 計画策定に向けた体制と取組

(1) 美浜町介護保険運営協議会の設置

本計画の策定にあたり、本計画が現実に即した内容となるよう、老人クラブ代表者（被保険者）や学識経験者、保健・医療・福祉分野の各関係者等から構成される「美浜町介護保険運営協議会」を設置し、本計画の内容に関して検討します。

(2) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、高齢者の現状や今後の暮らしの意向、サービス事業者の意向等を把握することを目的として、アンケート調査を実施しました。

対象者	調査方法	配付数	有効回収数数 (有効回収率)
町内在住の 65 歳以上の町民 (要介護認定を受けていない人、要 支援・要介護認定者等)	郵送調査	2,000 件	1,527 件 (76.0%)
町内のサービス事業者	WEB 調査	31 件	23 件 (74%)

(3) パブリックコメントの実施

本計画の策定にあたり、広く町民の意見を求めることを目的として、パブリックコメントを実施します。

第2章 美浜町の高齢者を取り巻く状況

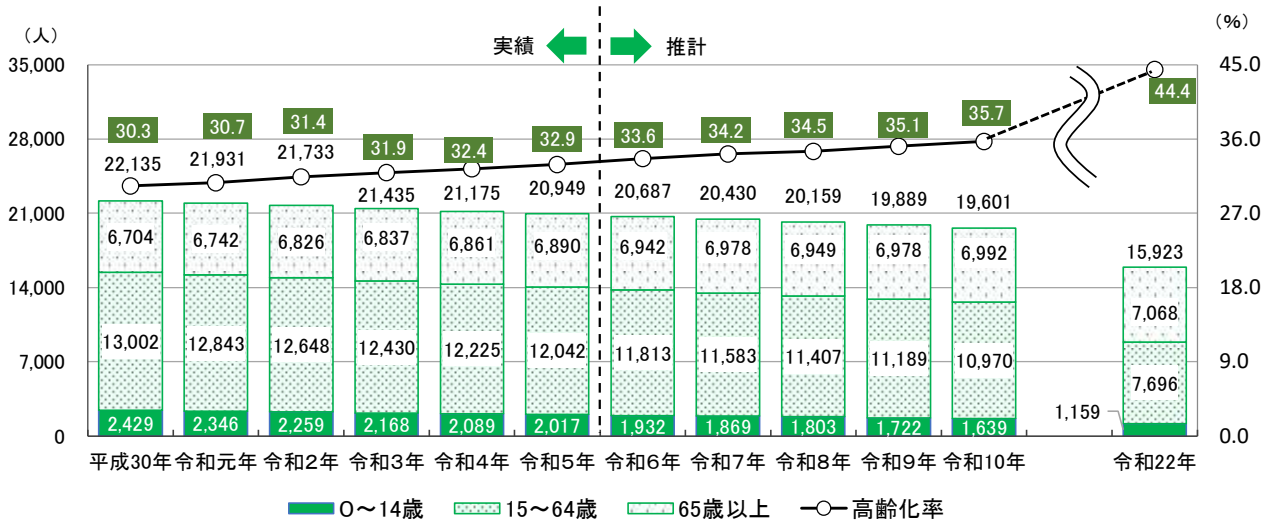
1 人口等の状況

(1) 人口の状況

本町の総人口は減少しており、令和5（2023）年には20,687人、高齢化率は33.6%となっています。今後の推計をみると、総人口の減少と少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

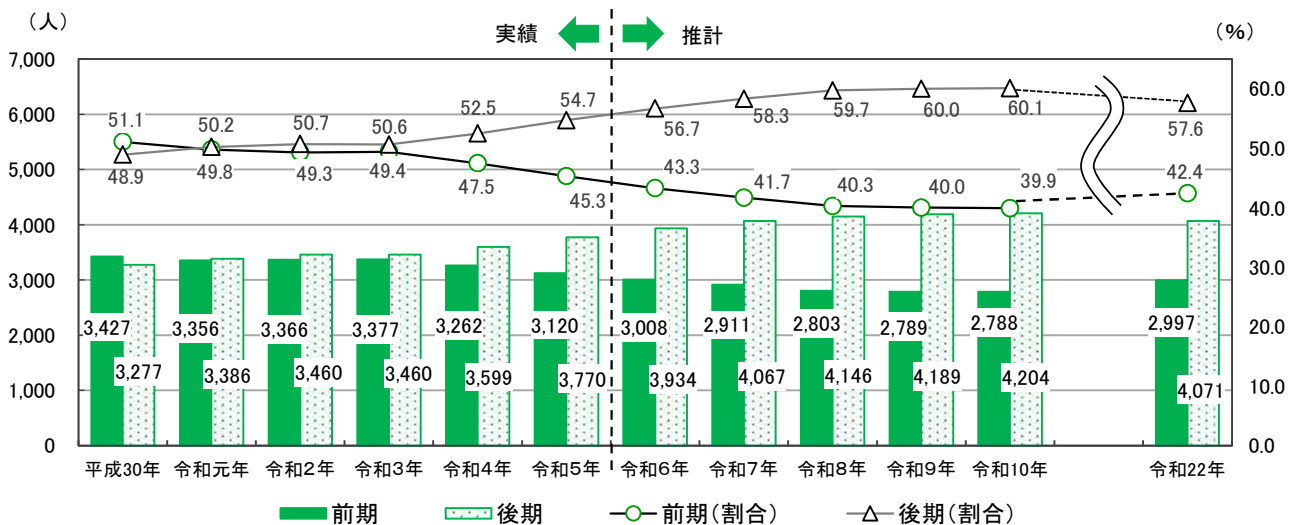
前期高齢者・後期高齢者人口割合は、令和元（2019）年で後期高齢者（75歳以上）が前期高齢者（65～74歳）の割合を上回っています。今後の推計をみると、後期高齢者（75歳以上）が増加し続けることが見込まれます。

■総人口と高齢化率の推移・推計



資料：（～令和5年）住民基本台帳の実績値（各年9月末）、（令和6年～）コーホート変化率法による推計値

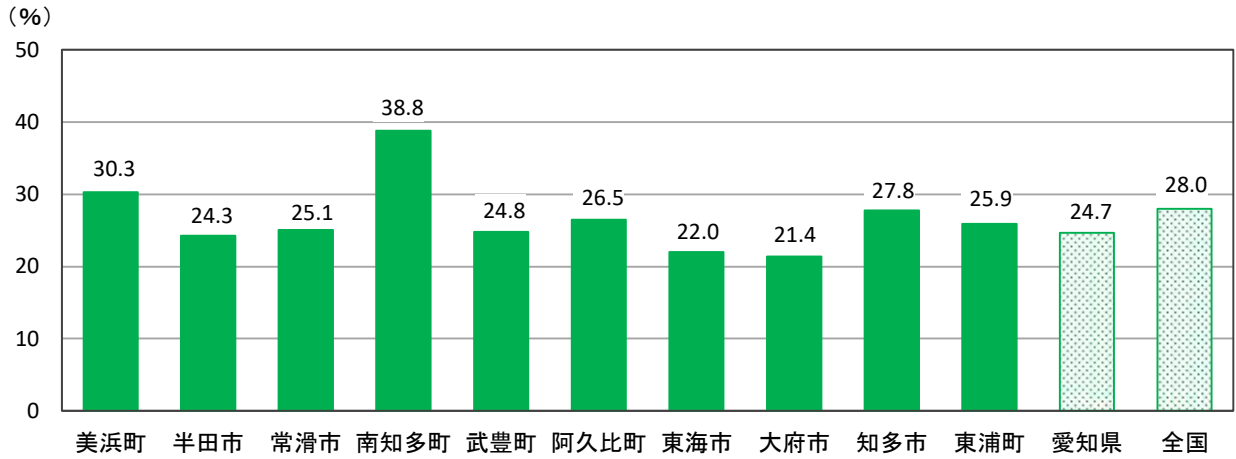
■前期高齢者・後期高齢者人口割合の推移・推計



資料：（～令和5年）住民基本台帳の実績値（各年9月末）、（令和6年～）コーホート変化率法による推計値

国勢調査により令和 2（2020）年の高齢化率を全国、愛知県、近隣の自治体と比較すると、本町の高齢化率は、全国や愛知県よりも高く、近隣の自治体では南知多町に次いで高くなっています。

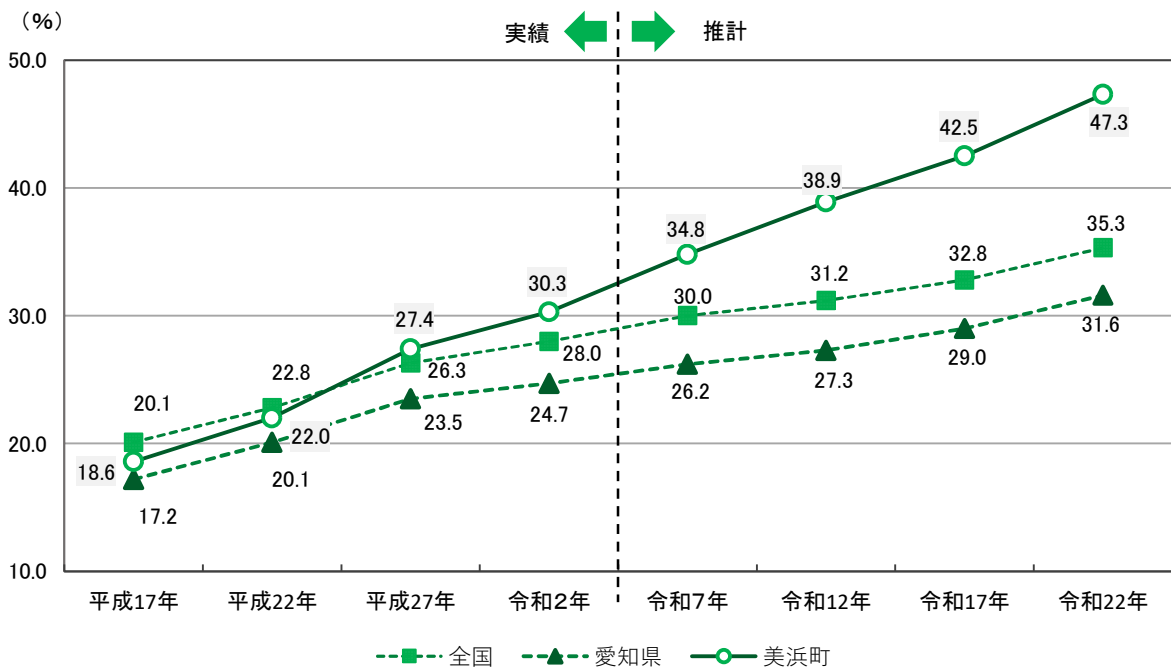
■全国、愛知県、近隣の自治体との高齢化率の比較



資料：国勢調査（令和2年）

国勢調査と国立社会保障・人口問題研究所による推計値により高齢化率の推移・推計を全国、愛知県と比較すると、本町の高齢化率は、平成 27（2015）年以降、全国や愛知県よりも高く推移しています。今後の推計をみると、令和 22（2040）年には 47.3%と、人口の約半数が 65 歳以上の高齢者となることが見込まれます。

■全国、愛知県との高齢化率の推移・推計の比較

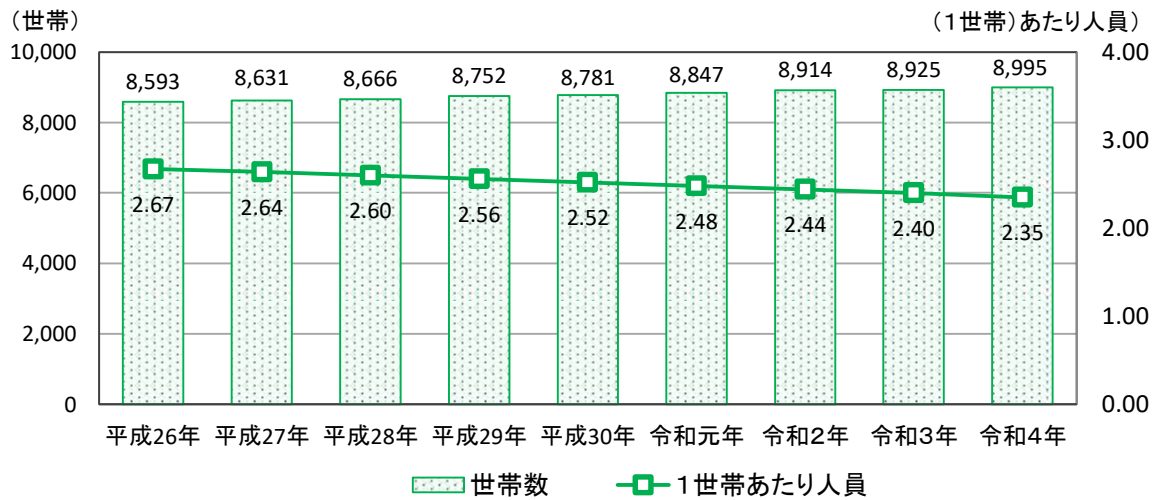


資料：（～令和2年）国勢調査、（令和7年～）国立社会保障・人口問題研究所による推計値

(2) 世帯の状況

本町の世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員は減少しています。

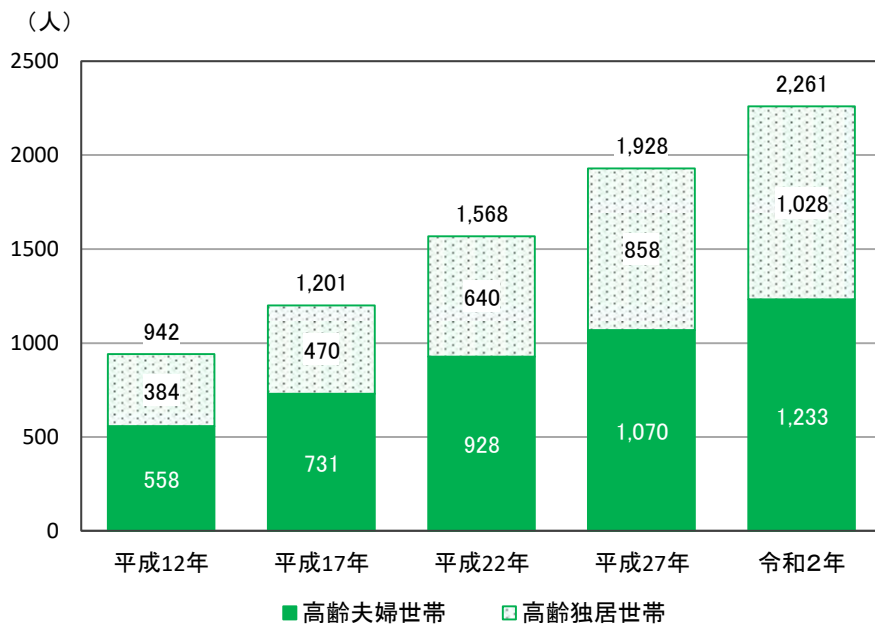
■世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年9月末）

本町の高齢夫婦世帯数及び高齢単身者世帯数は、どちらも年々増加しています。

■高齢夫婦世帯数及び高齢単身者世帯数の推移



資料：国勢調査

(3) 住居の状況

国勢調査により令和2年(2020)年の住居の状況を全国、愛知県、近隣の自治体と比較すると、本町の持ち家率は全国や愛知県よりも高く、近隣の自治体では南知多町、阿久比町に次いで高くなっています。また、65歳以上のいる世帯での持ち家率は全国や愛知県よりも高く、近隣の自治体では南知多町、阿久比町に次いで高くなっています。

(%)

区分	美浜町	半田市	常滑市	南知多町	武豊町
持ち家	69.8	66.0	68.1	85.2	68.1
うち 65 歳以上のいる世帯	92.5	86.7	91.1	96.4	89.7
公営・公社等の借家	1.0	3.0	1.7	0.2	1.5
うち 65 歳以上のいる世帯	1.3	3.6	2.3	0.2	2.0
民間の借家	23.8	25.7	21.9	6.6	20.4
うち 65 歳以上のいる世帯	5.4	8.8	5.8	2.5	7.2
その他	5.4	5.3	8.2	7.9	10.0
うち 65 歳以上のいる世帯	0.8	0.9	0.8	0.9	1.1
	阿久比町	知多北部	愛知県	全国	
持ち家	83.9	64.1	58.9	60.6	
うち 65 歳以上のいる世帯	95.0	85.4	80.6	81.9	
公営・公社等の借家	0.0	2.4	5.1	4.8	
うち 65 歳以上のいる世帯	0.0	3.5	7.4	6.4	
民間の借家	12.7	24.6	29.5	29.3	
うち 65 歳以上のいる世帯	4.1	9.6	10.9	10.4	
その他	3.4	8.9	6.6	5.4	
うち 65 歳以上のいる世帯	0.9	1.4	1.1	1.3	

(4) 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者数は令和元（2019）年で減少に転じましたが、令和2（2020）年に再び増加後、令和4（2022）年にまた減少しています。

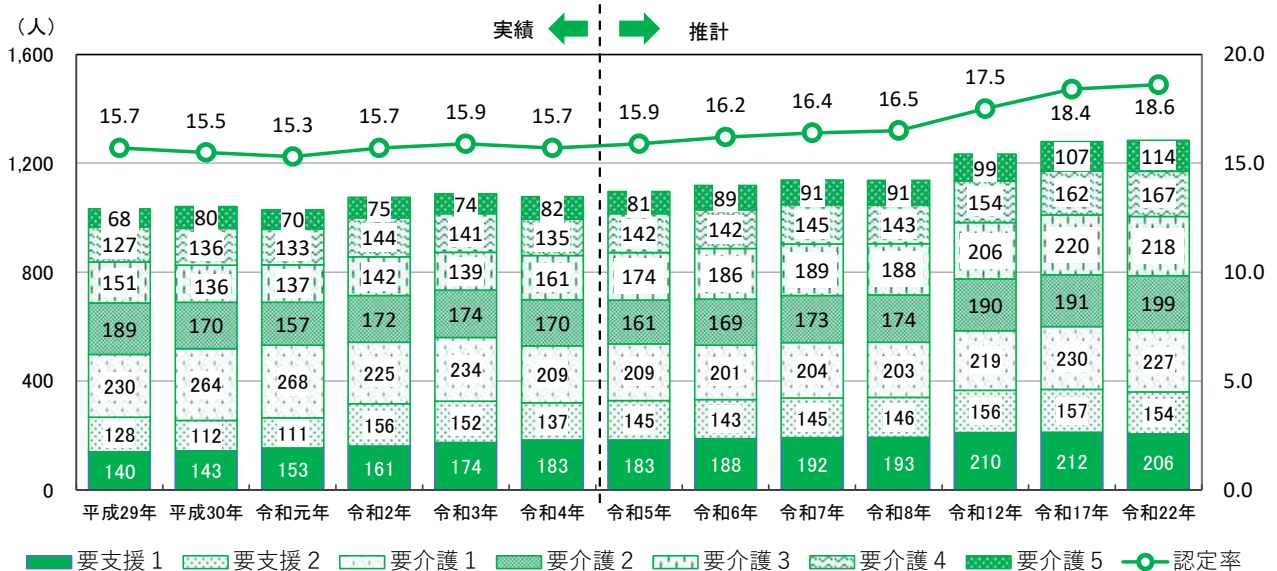
認定率についても、要支援・要介護認定者数と同様の推移となっています。要支援・要介護度の区分別にみると、平成29（2017）年から令和4（2022）年にかけて、要支援1が特に増加しています。今後の推計をみると、いずれも増加が見込まれます。

■要支援・要介護度の区分別認定者数の推移・推計

	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和12年	令和17年	令和22年
要支援1	140	143	153	161	174	183	183	188	192	193	210	212	206
要支援2	128	112	111	156	152	137	145	143	145	146	156	157	154
要介護1	230	264	268	225	234	209	209	201	204	203	219	230	227
要介護2	189	170	157	172	174	170	161	169	173	174	190	191	199
要介護3	151	136	137	142	139	161	174	186	189	188	206	220	218
要介護4	127	136	133	144	141	135	142	142	145	143	154	162	167
要介護5	68	80	70	75	74	82	81	89	91	91	99	107	114
合計	1,033	1,041	1,029	1,075	1,088	1,077	1,095	1,118	1,139	1,138	1,234	1,279	1,285
高齢者人口	6,594	6,704	6,742	6,826	6,837	6,861	6,886	6,920	6,945	6,911	7,066	6,959	6,912
認定率(%)	15.7	15.5	15.3	15.7	15.9	15.7	15.9	16.2	16.4	16.5	17.5	18.4	18.6

※要支援・要介護認定者は第2号被保険者を含む

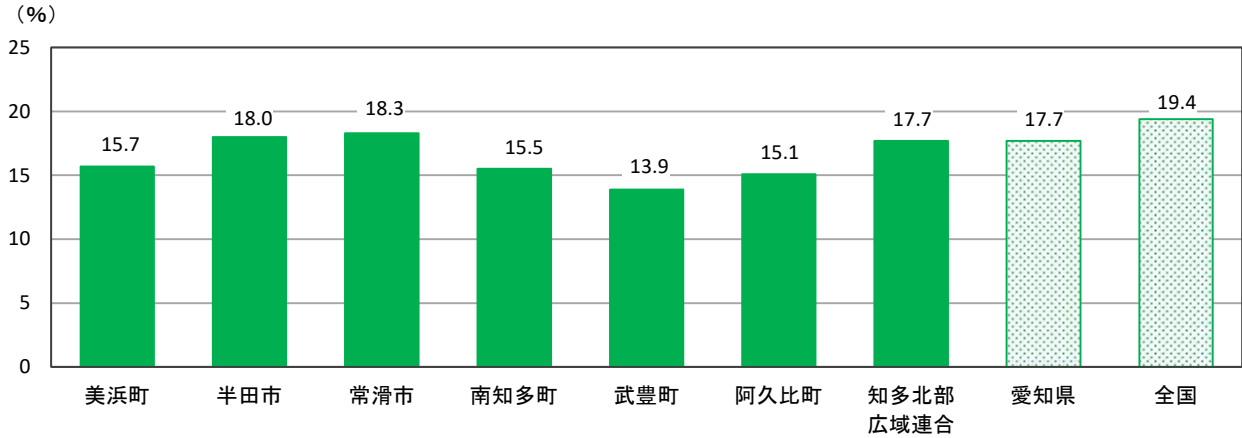
■要支援・要介護度の区分別認定者数の推移・推計



資料：要支援認定者、要介護認定者：（～令和4年）介護保険事業状況報告（各年9月末）、
（令和5年～）独自推計値、
高齢者人口：（～令和4年）住民基本台帳の実績値（各年9月末）、
（令和5年～）コーホート変化率法による推計値

認定率を全国、愛知県、近隣の自治体と比較すると、本町の認定率は、全国や愛知県よりも低くなっています。近隣の自治体では、常滑市や半田市、知多北部広域連合より低く、他の町より高くなっています。

■認定率（全国、愛知県、近隣の自治体との認定率の比較）

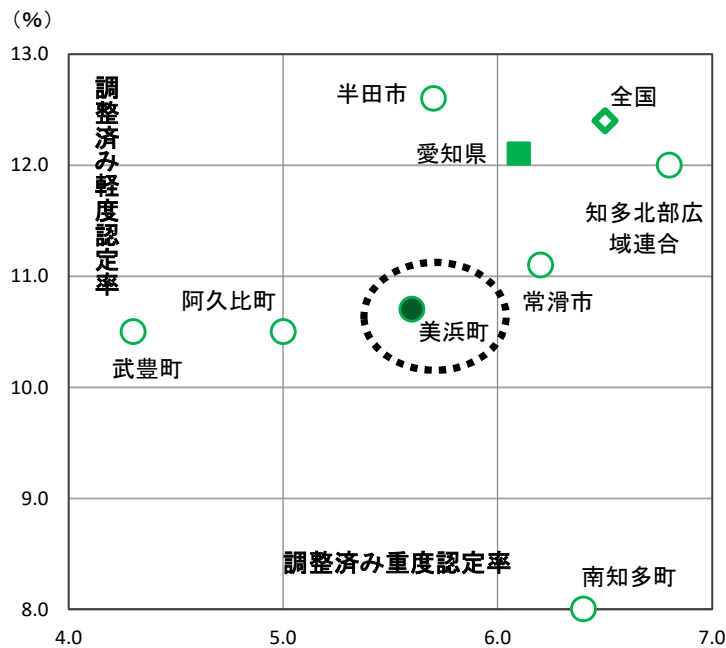


※知多北部広域連合は、東海市、大府市、知多市及び東浦町により構成

資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

調整済み認定率（認定率の多寡に影響する「第1号被保険者の性・年齢構成」の影響を除外した認定率）を全国・愛知県と比較すると、全国・愛知県より軽度認定率（要支援1～要介護2）、重度認定率（要介護3～要介護5）ともに低くなっています。また、近隣の自治体と比較すると、重度認定率は武豊町、阿久比町に次いで低く、軽度認定率は半田市、知多北部広域連合、常滑市に次いで高くなっています。

■調整済み認定率の分布（全国・愛知県・近隣の自治体との比較）



資料：介護保険事業状況報告および総務省「住民基本台帳人口」（地域包括ケア「見える化」システム 令和3年より）

2 サービスの状況

(1) 介護保険サービスの利用状況

①居宅サービスの利用状況

居宅サービスの利用状況を令和3（2021）年度と令和4（2022）年度で比較すると、訪問介護、訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導などの利用人数が増加しています。

■居宅サービスの利用状況

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	伸び率	サービスの種類		令和3年度	令和4年度	伸び率
訪問介護	回数	2,054	2,798	136.2%	短期入所療養介護 (病院等)	日数	0	0	-
	人数	103	104	101.0%		人数	0	0	-
訪問入浴介護	回数	49	52	106.1%	介護予防短期入所 療養介護(病院等)	日数	0	0	-
	人数	12	9	75.0%		人数	0	0	-
訪問看護	回数	305	346	113.4%	特定施設入居者 生活介護	人数	13	13	100.0%
	人数	51	53	103.9%	福祉用具貸与	人数	307	300	97.7%
介護予防訪問看護	回数	37	44	118.9%	介護予防福祉 用具貸与	人数	96	105	109.4%
	人数	7	7	100.0%	特定福祉用具購入費	人数	7	7	100.0%
訪問リハビリ テーション	回数	330	287	87.0%	特定介護予防 福祉用具購入費	人数	2	2	100.0%
	人数	23	20	87.0%	住宅改修費	人数	6	7	116.7%
介護予防訪問 リハビリテーション	回数	40	78	195.0%	介護予防住宅改修	人数	4	3	75.0%
	人数	3	5	166.7%	居宅介護支援	人数	470	449	95.5%
居宅療養管理指導	人数	47	56	119.1%	介護予防支援	人数	130	142	109.2%
介護予防居宅療養 管理指導	人数	1	1	100.0%	認知症対応型 通所介護	回数	0	0	-
通所介護	回数	2,580	2,506	97.1%		人数	0	0	-
	人数	231	228	98.7%	認知症対応型 共同生活介護	人数	11	11	100.0%
通所リハビリ テーション	回数	573	591	103.1%		介護予防認知症対応 型共同生活介護	人数	0	0
	人数	81	81	100.0%	地域密着型通所介護	回数	544	508	93.4%
介護予防通所 リハビリテーション	人数	59	59	100.0%		人数	41	40	97.6%
短期入所生活介護	日数	952	769	80.8%	小規模多機能型 居宅介護	人数	1	1	100.0%
	人数	78	73	93.6%		看護小規模多機能型 居宅介護	人数	0	1
介護予防短期入所 生活介護	日数	2	4	200.0%					
	人数	1	1	100.0%					
短期入所療養介護 (老健)	日数	87	78	89.7%					
	人数	14	12	85.7%					
介護予防短期入所 療養介護(老健)	日数	0	3	-					
	人数	0	1	-					

②施設サービスの利用状況

施設サービスの利用状況を令和3（2021）年度と令和4（2022）年度で比較すると、介護老人福祉施設は利用人数が減少しており、介護老人保健施設は利用人数が増加しています。介護医療院は利用実績がありませんでした。

■施設サービスの利用状況

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	伸び率
介護老人福祉施設	人数	135	131	97.0%
介護老人保健施設	人数	61	69	113.1%
介護医療院	人数	0	0	-

（2）介護保険給付費の状況

介護給付費、介護予防給付費を令和3（2021）年度と令和4（2022）年度で比較すると、いずれも地域密着型サービスを除き、増加しています。

■介護給付費の状況

（千円）

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	伸び率
居宅サービス	616,671	625,532	101.4%
地域密着型サービス	85,791	82,449	96.1%
施設サービス	623,371	649,186	104.1%
居宅介護支援	84,611	85,738	101.3%
計	1,410,444	1,442,905	102.3%

■介護予防給付費の状況

（千円）

サービスの種類	令和3年度	令和4年度	伸び率
居宅サービス	38,648	40,019	103.5%
地域密着型サービス	0	0	-
居宅介護支援	7,138	7,789	109.1%
計	45,786	47,808	104.4%

(3) 高齢福祉サービスの利用状況

高齢福祉サービスの利用状況を令和3（2021）年度と令和4（2022）年度で比較すると、「みはま寿講座」の受講者数、サロン等への参加者数が大きく増加しています。

■ 高齢福祉サービスの利用状況

サービスの種類		令和3年度	令和4年度	伸び率
「みはま寿講座」の受講者数	人	104	320	307.7%
シルバー人材センター登録者数	人	118	121	102.5%
特定健康診査受診率	%	36	36	102.2%
後期高齢者医療健康診査受診率	%	32	28	86.8%
サロン等への参加者数	人	827	1,919	232.0%
リハビリテーション専門職等の地域の取組への関与数	件	2	1	50.0%
認知症地域支援推進員数	人	0	9	-
迷い人捜索支援ツール（Me-MAMORIO）の登録者数	人	14	8	57.1%
認知症サポーター養成講座の延べ参加者数	人	4,043	4,293	106.2%
「浜カッパいきいき電子@連絡帳」の登録者数	人	111	109	98.2%
介護サービス事業所への実地指導回数	回	4	4	100.0%
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催回数	回	6	5	83.3%
福祉避難所の開設協定を締結した事業所数	か所	7	6	85.7%
家族介護用品購入費補助事業利用件数	件	36	39	108.3%

(4) 介護保険サービスの比較

①受給状況の推移と比較

令和4(2022)年の受給者数をサービス類型別で見ると、平成29(2017)年に比べて在宅サービス数は56人増加、居住系サービス、施設サービスは横ばいです。

令和4(2022)年の利用率を他の地域と比較すると、在宅サービスは県より低く国より高く、居住系サービスでは国・県より低く、施設サービスでは高くなっています。近隣の自治体と比較すると、在宅サービスでは知多北部広域連合、南知多町に次いで低く、居住系サービスでは最も低く、施設サービスでは南知多町に次いで高くなっています。

■サービス類型別の受給状況の推移

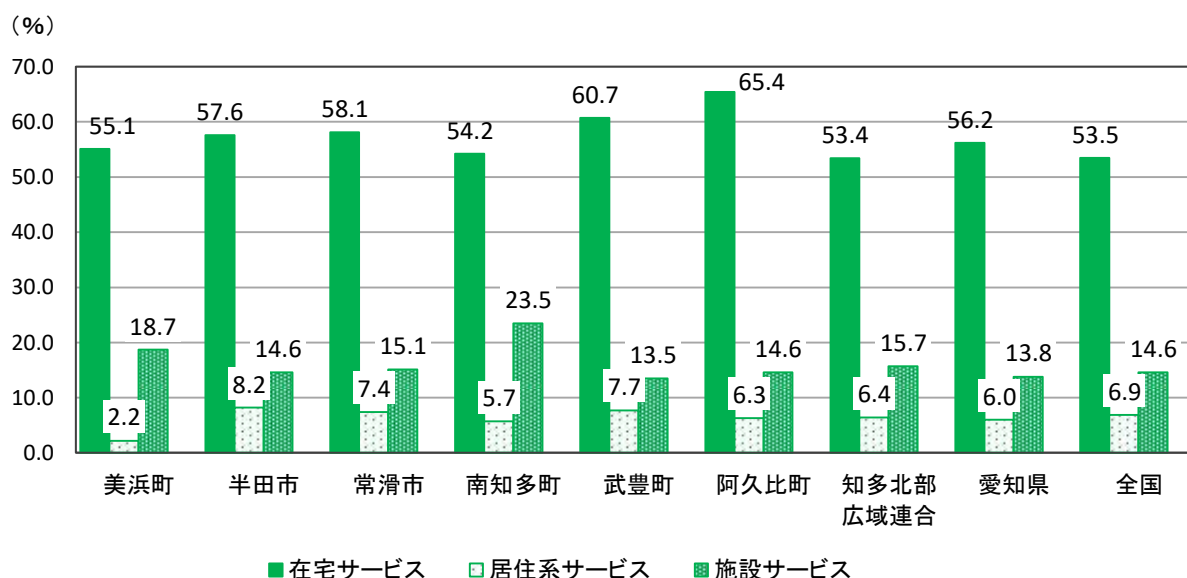
(単位：人)

		平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
認定者数		1,033	1,041	1,029	1,075	1,088	1,077
受給者数	在宅サービス	537	523	530	558	599	593
	居住系サービス	24	23	25	24	21	24
	施設サービス	197	208	207	205	204	201
利用率 (認定者)	在宅サービス	52.0%	50.2%	51.5%	51.9%	55.1%	55.1%
	居住系サービス	2.3%	2.2%	2.4%	2.2%	1.9%	2.2%
	施設サービス	19.1%	20.0%	20.1%	19.1%	18.8%	18.7%

※利用率：受給者数÷認定者数

資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 各年9月月報より）

■利用率＜全国・愛知県・近隣の自治体との比較＞



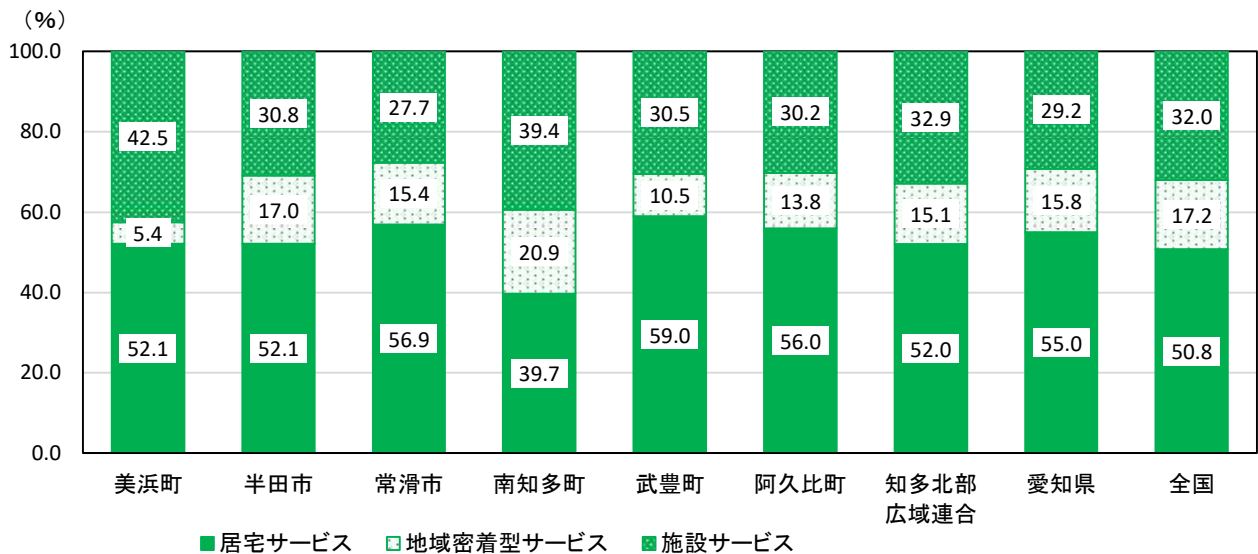
資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

②総給付費に占める各給付費の構成比

介護保険サービス別給付構成を比較すると、居宅サービスは国よりも高く、県より低くなっています。地域密着型サービスは国・県よりも低く、施設サービスは国・県よりも高くなっています。また、近隣の自治体で比較すると、地域密着型サービスでは最も低く、施設サービスは最も高くなっています。

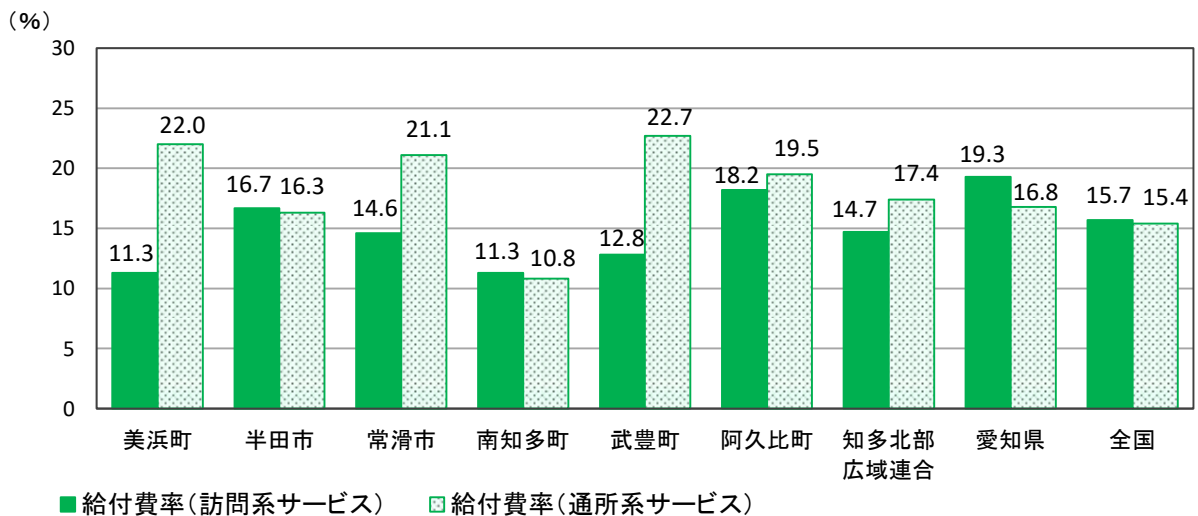
全体の給付費に占める居宅サービスの給付費を比較すると、訪問系サービスは国・県よりも低く、通所系サービスは国・県より高くなっています。また、近隣の自治体で比較すると、訪問系サービスはどの市町よりも低く、通所系サービスは武豊町に次いで高くなっています。

■給付費の構成比（全国・愛知県・近隣の自治体との比較）



資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 各年9月月報より）

■居宅サービス給付費の構成比（全国・愛知県・近隣の自治体との比較）

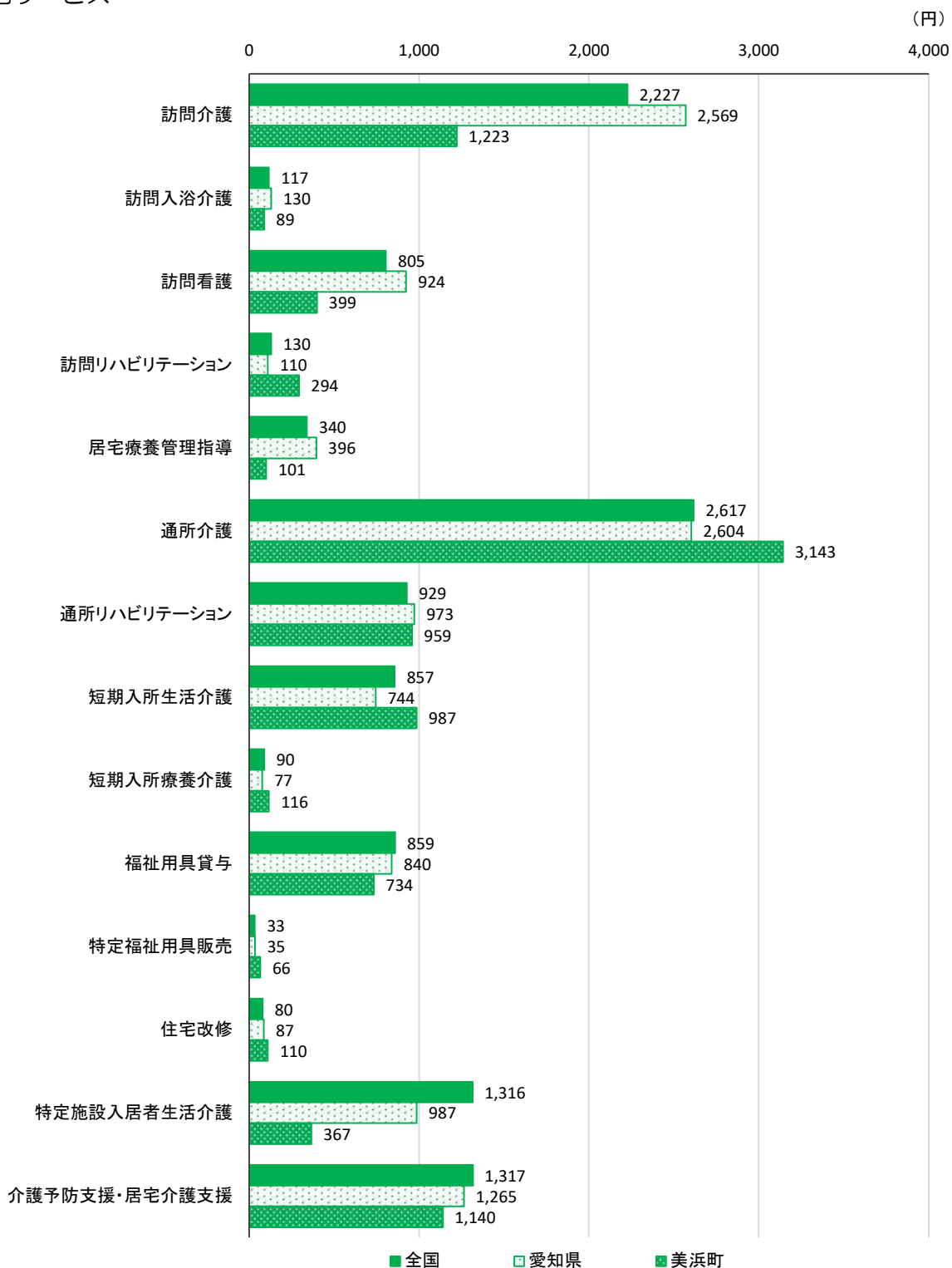


資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

③第1号被保険者1人あたりの給付月額

第1号被保険者1人あたりの居宅サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「訪問リハビリテーション」「通所介護」「短期入所生活介護」が多く、「訪問介護」「訪問看護」、「居宅療養管理指導」「特定施設入居者生活介護」が少なくなっています。

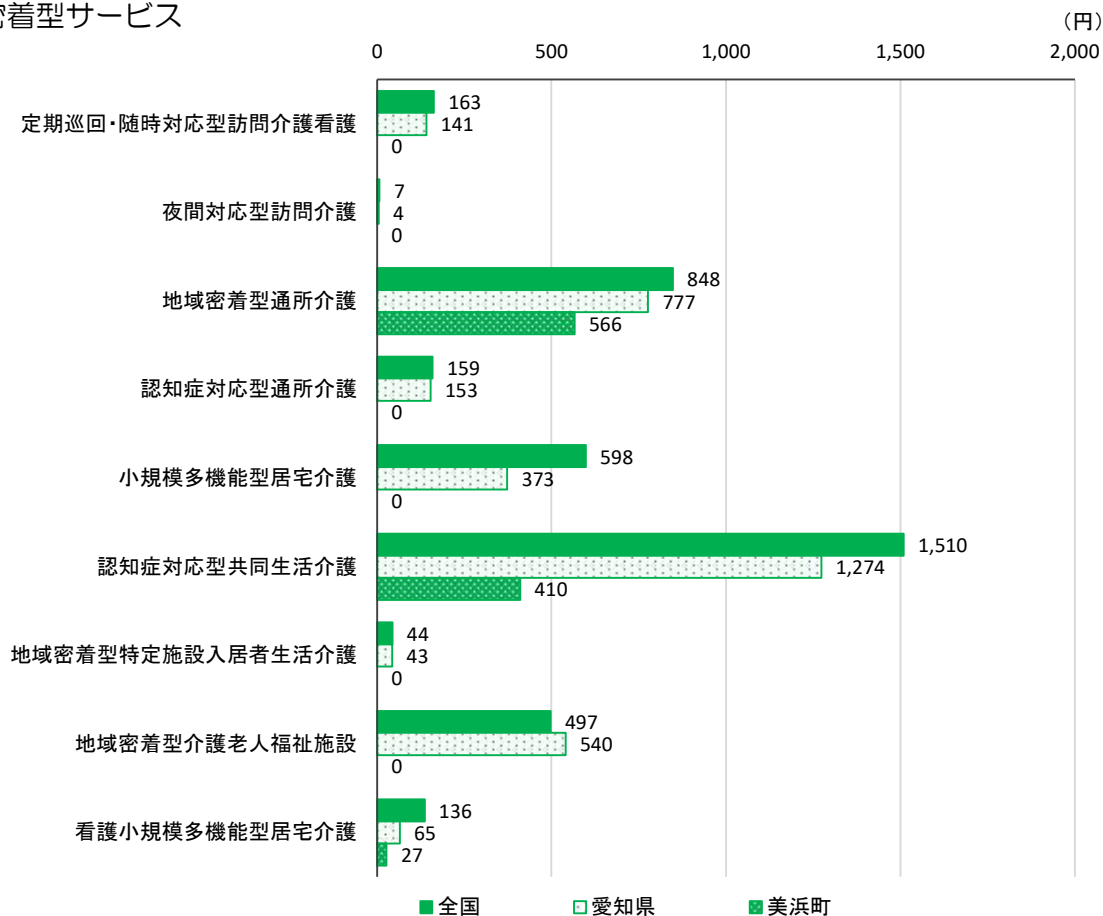
■居宅サービス



資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

第1号被保険者1人あたりの地域密着型サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると全ての項目で少なくなっています。実績のない地域密着型サービスについては、事業所が町内にないことも要因の一つです。

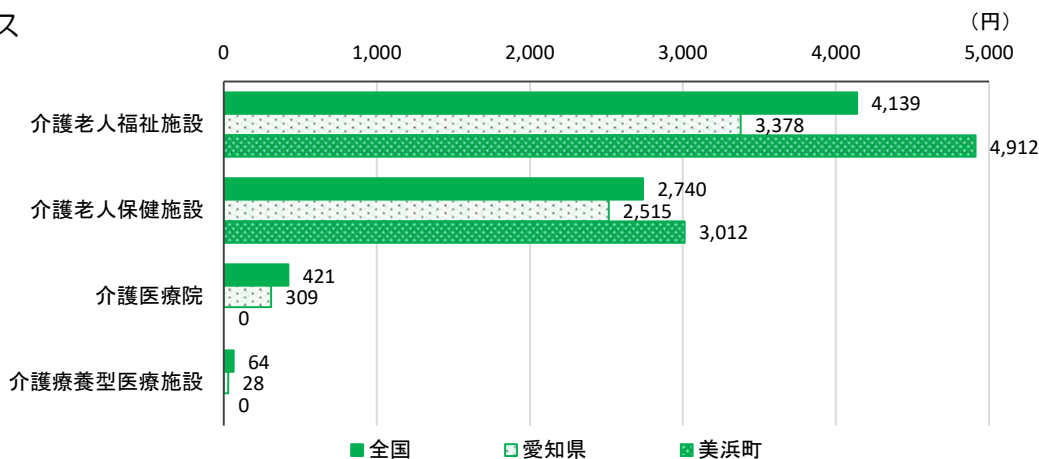
■地域密着型サービス



資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

第1号被保険者1人あたりの施設サービス給付月額を全国・愛知県と比較すると、「介護医療院」「介護療養型医療施設」の実績がなく、「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」が多くなっています。

■施設サービス



資料：介護保険事業状況報告（地域包括ケア「見える化」システム 令和4年9月月報より）

3 アンケートからみる高齢者の状況

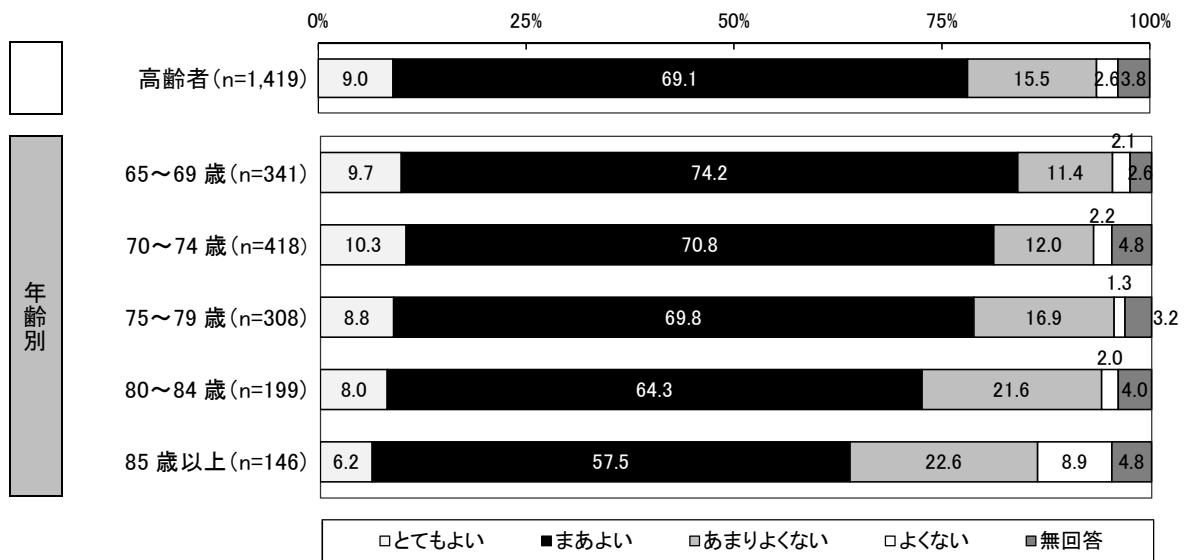
<65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者>

(1) 健康状態等について

①健康状態（単数回答）

『健康状態がよい』（「とてもよい」「まあよい」の計）人は、一般高齢者が78.1%、となっています。『健康状態がよい』を年齢別にみると年齢が上がるほど低下し、85歳以上では63.7%まで下がっています。

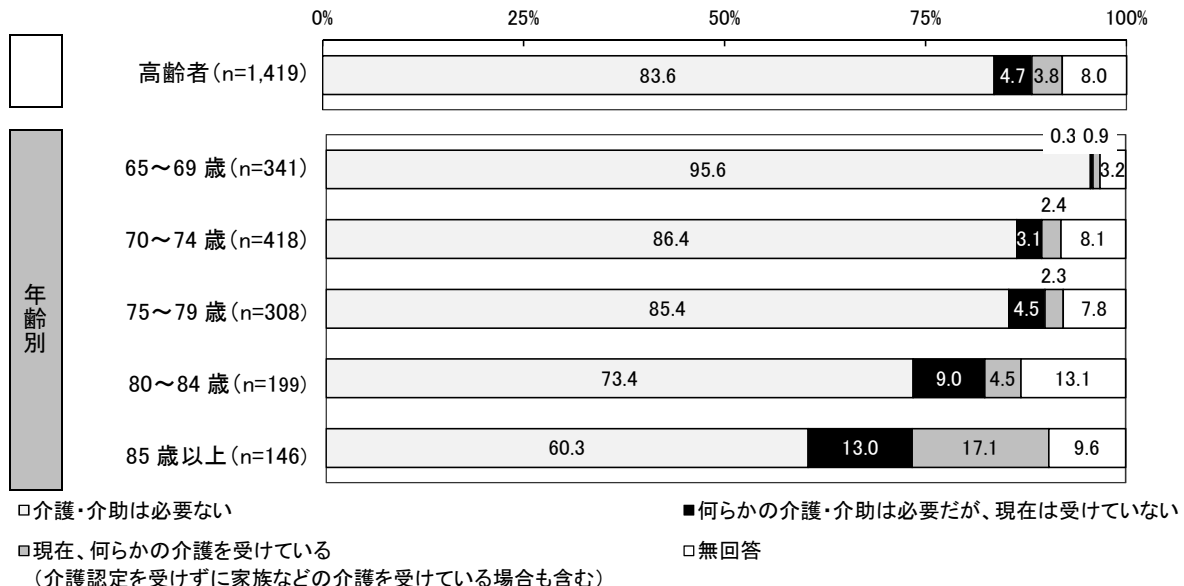
■主観的健康観



②介護・介助の必要性（単数回答）

「介護・介助は必要ない」が83.6%となっています。「介護・介助は必要ない」を年齢別にみると年齢が上がるほど低下し、85歳以上では60.3%まで下がっています。

■介護・介助の必要性



(2) 生活機能評価等について

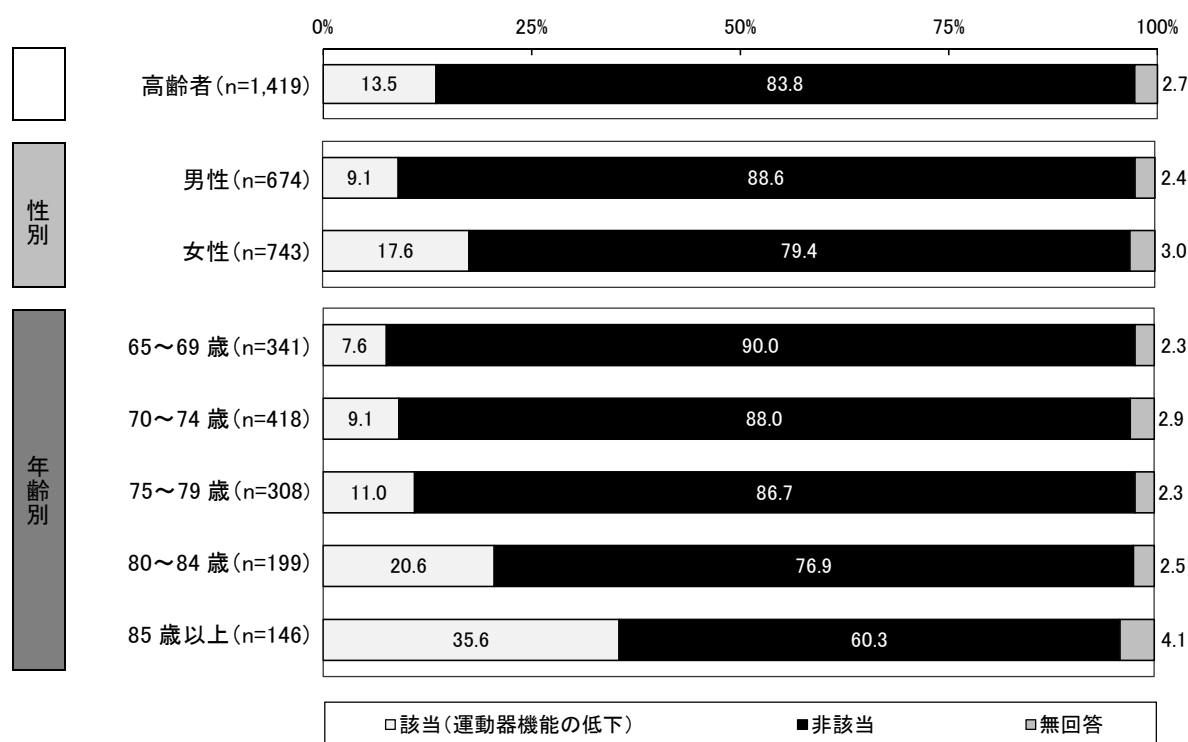
①運動器の評価

項目	問番号	質問項目	評価方法
運動器	問2-Q1	階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか。	3問以上、該当する選択肢(問2 Q1～3で「できない」、Q4で「何度もある」または「1度ある」、Q5で「とても不安である」または「やや不安である」)が回答された場合、該当者(運動器機能の低下している高齢者)とした。
	問2-Q2	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか。	
	問2-Q3	15分位続けて歩いていますか。	
	問2-Q4	過去1年間に転んだ経験がありますか。	
	問2-Q5	転倒に対する不安は大きいですか。	

運動器の評価結果についてみると、13.5%が該当者となっています。

性別では、男性は9.1%、女性は17.6%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者の割合が高くなり、85歳で35.6%が該当者となっています。



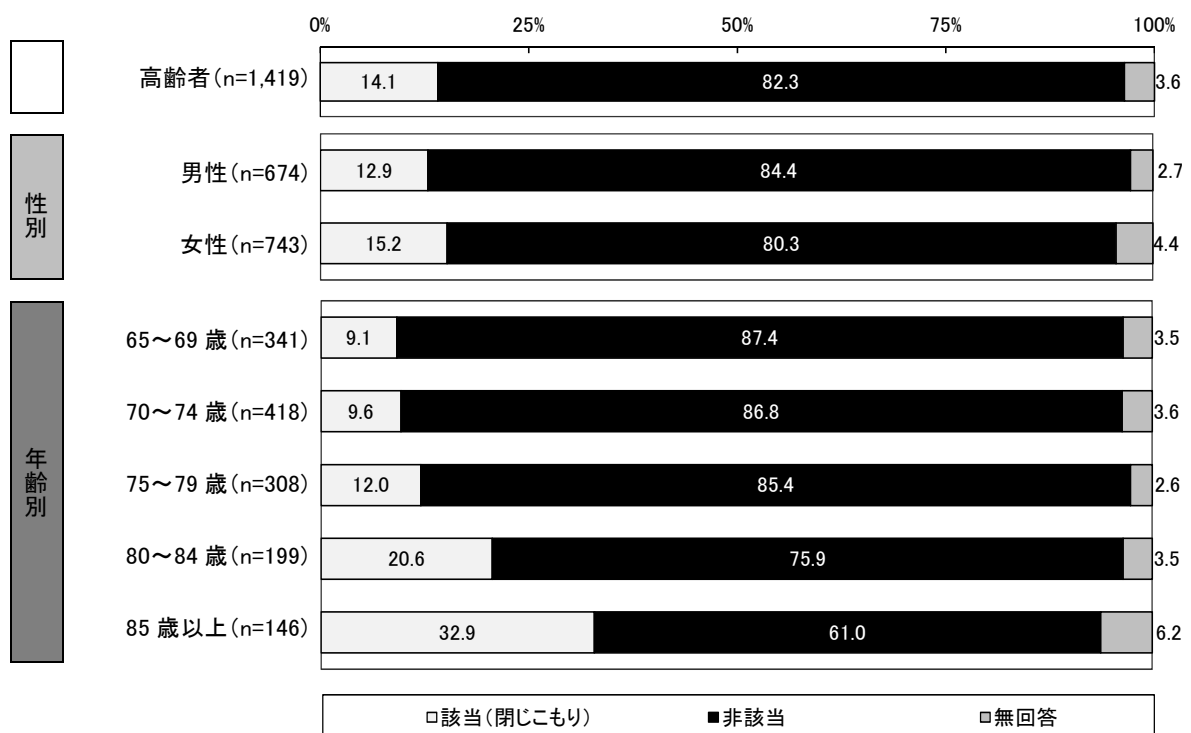
②閉じこもり

項目	問番号	質問項目	評価方法
閉じこもり	問2-Q6	週に何回外出しますか。	該当する選択肢（「ほとんど外出しない」または「週1回」）が回答された場合、該当者（閉じこもり傾向のある高齢者）とした。

閉じこもりの評価結果についてみると、14.1%が該当者となっています。

性別では、男性は12.9%、女性は15.2%が該当者となっています。

年齢別では、年齢が上がるにつれて該当者の割合が高くなり、85歳で32.9%が該当者となっています。



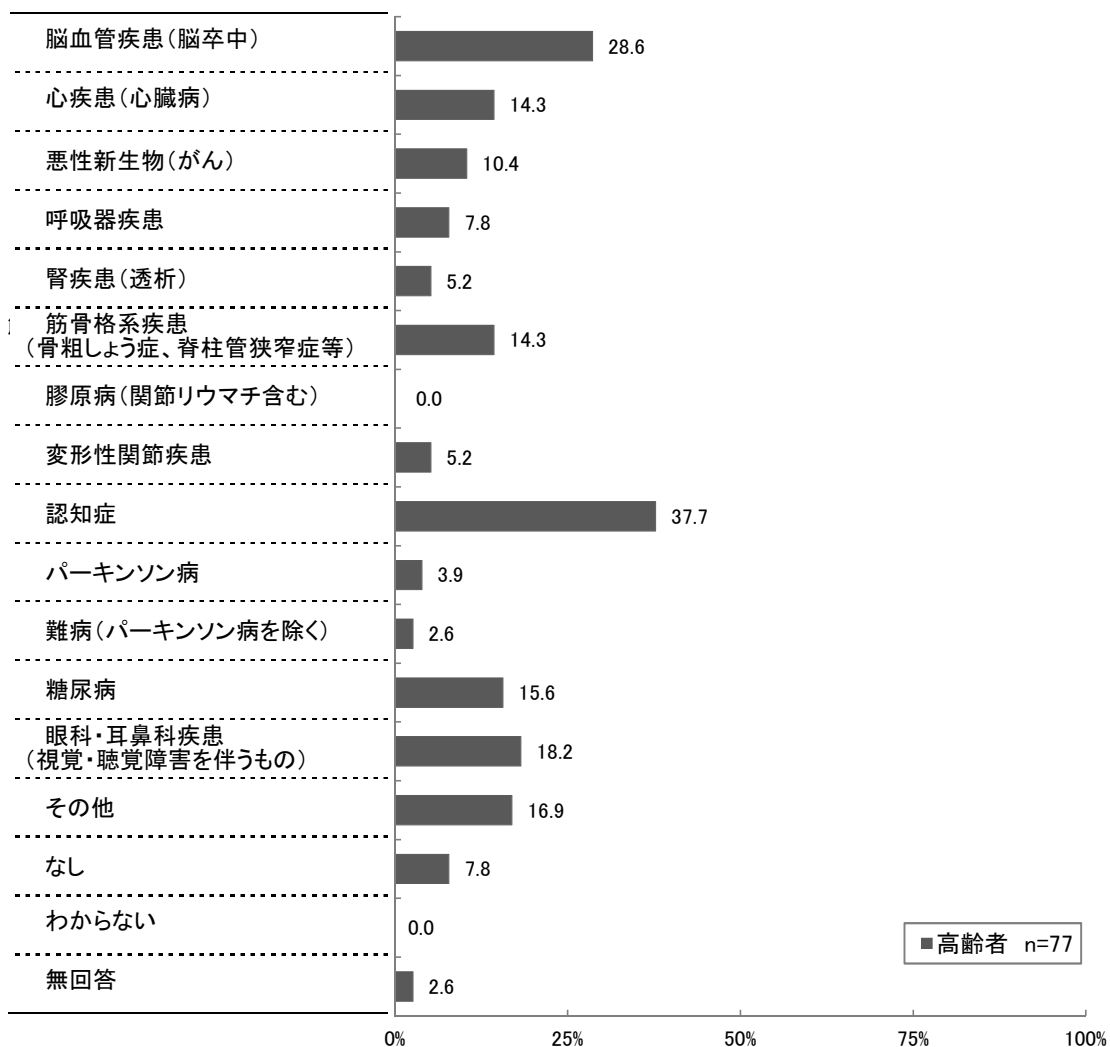
<要介護認定者>

(1) 抱えている傷病

①本人が現在抱えている傷病（複数回答）

本人が現在抱えている傷病についてみると、「認知症」が37.7%と最も高く、次いで「脳血管疾患（脳卒中）」が28.6%となっています。

■抱えている傷病

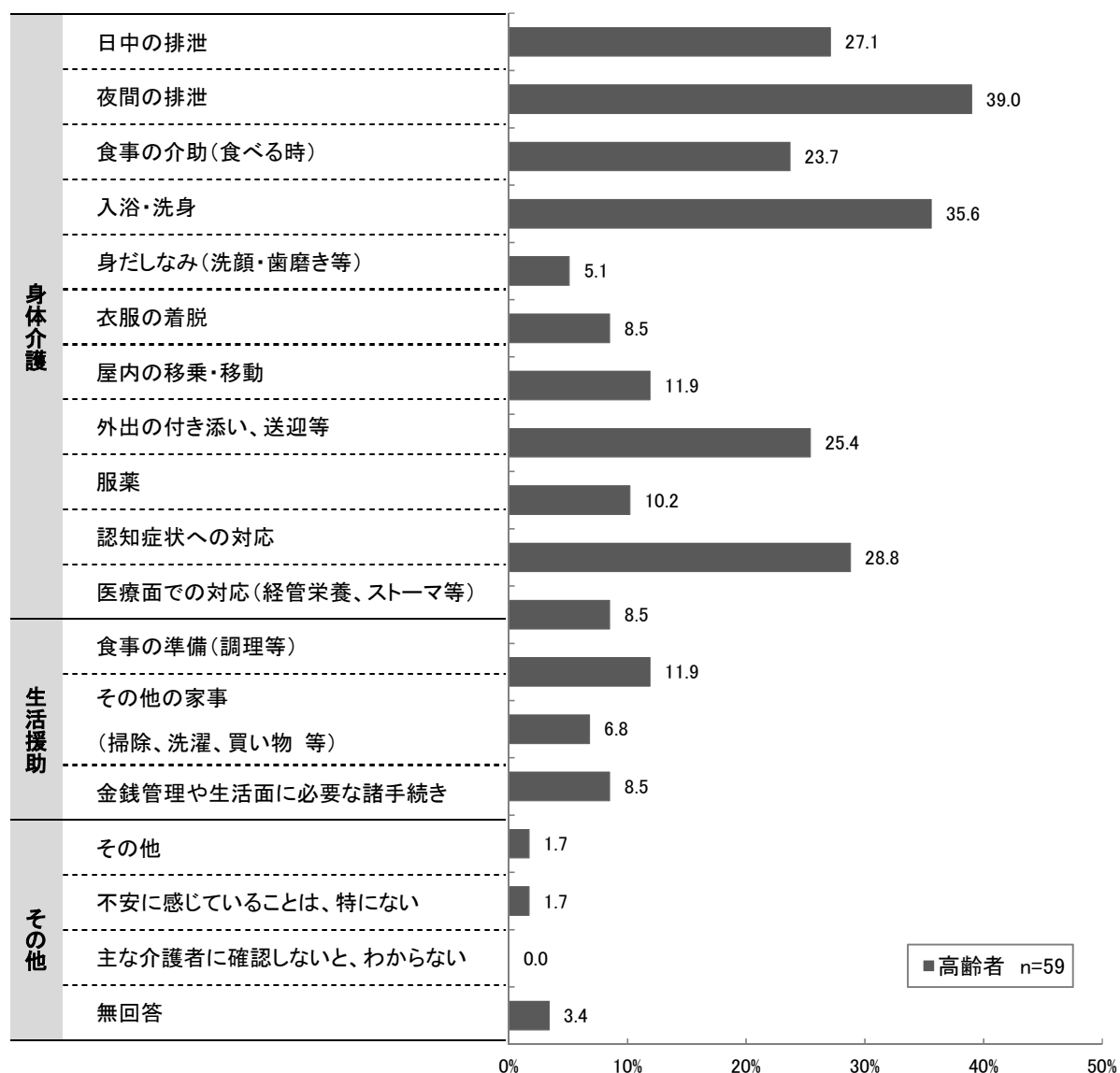


(2) 介護者の状況

① 主な介護者が不安に感じる介護（複数回答）

現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてみると、「夜間の排泄」が 39.0%と最も高く、次いで「入浴・洗身」が 35.6%となっています。

■ 不安に感じる介護



1 基本理念

本町においては、高齢者の生きがいと健康づくり、安心して暮らせるまちづくり、介護保険制度の円滑な運営、地域包括ケアシステムの深化・推進を基本目標として、第8期計画の取り組みを進めてきました。

第9期計画の方針として、健康づくり、地域包括ケアシステムの深化、認知症施策の推進等に注力するとともに、町民一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことができる地域共生社会の実現に向けて地域住民や多様な主体の取り組みを推進していく必要があります。また、介護サービスを提供する介護人材の確保も喫緊の課題であり、本町と愛知県や近隣市町と連携して対応していく必要があります。

こうした方針や課題等を踏まえ、本計画においても、前回計画の基本理念である「住み慣れた みはま で 支え合い いきいきと暮らせるまちをめざして」を継承し、3つの基本目標に沿った施策を展開していきます。

基本理念

住み慣れた みはま で

支え合い

いきいきと暮らせるまちをめざして

2 基本目標

基本目標1 高齢者の生きがいと健康づくり

本町では、高齢者が心身ともに健康に過ごすことができるよう、住民の主体的な健康づくりと介護予防を推進する環境整備や生きがいづくりに取り組んできました。

今後は、高齢者が生きがいや楽しみを持ちながら、充実した生活を送ることができる「生涯活躍のまち」の実現に向けて、一人ひとりの状況に応じた健康増進や介護予防の取組、高齢者の生きがいづくりを推進します。

また、地域共生社会の実現に向けて、制度や分野の枠や「支える側」「支えられる側」の関係を超えて、住民が支え合う地域づくりを目指します。

基本目標2 介護保険事業の円滑な運営

これまで本町では、認知症高齢者への対応、在宅医療・介護連携の推進、介護保険サービスの質的向上、制度の持続可能性の確保を進めてきましたが、今後、高齢化の進行や要支援・要介護者のさらなる増加が見込まれており、要支援・要介護者を支えるサービス提供体制づくりに向けて、介護保険サービスの充実を図っていきます。

本町の重点的な課題として、令和5年の通常国会で成立した「認知症基本法」の施行や国の認知症施策推進基本計画等今後の動向を踏まえながら、認知症高齢者への総合的な施策を推進します。また、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けるために、在宅医療・介護連携の体制の強化を図ります。さらには、介護保険サービスの充実や介護人材の確保、介護給付の適正化等を推進します。

基本目標3 安心して暮らせるまちづくり

本町においては、高齢者がいきいきと地域で暮らすために、介護保険サービスの提供だけでなく、支え合いの仕組みづくりや高齢者の日常生活に対する多様な支援を展開しています。また、高齢者が安心して地域で生活を送ることができるよう、住環境の整備、防犯・防災対策、家族介護者への支援、高齢者の権利を守る取組等、様々な施策により生活環境の確保に取り組んでいます。

今後も、高齢者が地域で安心して暮らし続けることができるよう、生活支援の充実を図るとともに、安心・安全なまちづくりを実現するための取組を推進します。

3 施策の体系

以下の施策の体系に基づき、施策を展開します。

基本目標	施策の方向	施策	ページ
1 高齢者の生きがいと健康づくり	1 生きがいづくり・社会参加の推進	(1) 生涯学習・スポーツ活動等の充実	26
		(2) 地域交流・活躍の場の提供	27
	2 【重点】 健康づくりと介護予防・自立支援の推進	(1) 高齢者の健康づくり事業の推進	29
		(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進	30
2 介護保険事業の円滑な運営	1 【重点】 認知症施策の総合的な推進	(1) 認知症に対する理解促進	34
		(2) 認知症の予防と早期発見、早期対応	35
		(3) 認知症高齢者に対する生活支援	36
	2 【重点】 在宅医療・介護連携の推進	(1) 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進	38
		(2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築	39
		(3) 在宅医療への理解促進	40
	3 介護保険サービスの質の向上	(1) 介護保険サービスの充実	41
		(2) 介護サービス事業者への指導・助言	46
	4 制度の持続可能性の確保	(1) 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性向上	47
		(2) 適正な利用の促進と介護給付の適正化	48
3 安心して暮らせるまちづくり	1 支え合いの仕組みづくり	(1) 包括的支援体制の構築	51
		(2) 地域の支え合い活動の推進	54
	2 安心・安全な生活環境の確保	(1) 快適な生活環境の確保	55
		(2) 生活安全の推進	56
		(3) 防災体制と災害時支援体制の充実	57
	3 在宅生活を支える多様な支援	(1) 在宅高齢者のための生活支援	58
		(2) 家族介護者への支援	59
	4 権利擁護の推進	(1) 高齢者の権利を守る取組の推進	61
		(2) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進	62

基本目標 1 高齢者の生きがいと健康づくり

1 生きがいづくり・社会参加の推進

(1) 生涯学習・スポーツ活動等の充実

「人生100年時代」と言われる中、高齢者の生きがいづくりや社会参加がますます重要になってきています。

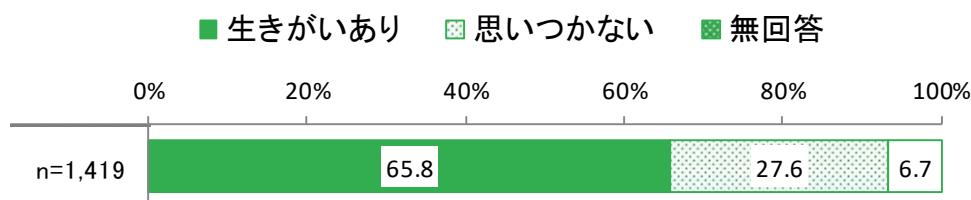
本町では、生涯学習センターでの活動や教養講座等様々な活動の場や老人クラブやボランティア活動等地域の交流・活躍の場もたくさんあります。

こうした様々な活動に参加を促進し、高齢者が生涯を通していきいきと心豊かに暮らし続けられる環境づくりを進めていきます。

【アンケート結果より】

生きがいの有無については、「生きがいあり」が65.8%、「思いつかない」が27.8%となっています。

■ 生きがいの有無



①生涯学習センターの充実

生涯学習センターにおいて多彩な生涯学習プログラムの提供に努め、住民の主体的な学習活動を支援します。

また、生涯学習活動に参加した高齢者が、地域の生涯学習活動の担い手として活動できる場の確保に努めます。

②教養講座の開設（みはま寿講座）

高齢者が豊かな生活を送ることができるよう、原則 60 歳以上の住民を対象とした生涯学習講座「みはま寿講座」を開講し、学習の機会を提供するとともに、学習を通して仲間との交流を深めるきっかけづくりを行います。

③高齢者向けスポーツ大会・教室等スポーツに親しむ場の整備

高齢者が自分の体力や身体の状態に合わせて参加できるスポーツ大会や教室等を開催するとともに、より多くの住民の参加が得られるよう、参加しやすい環境や活動内容についての検討を行います。また、美浜町運動公園及び美浜町総合公園の整備にあたり、高齢者がスポーツ活動を行える場としての活用を検討します。

だれもが気軽に運動やスポーツに親しむことができる拠点として、また地域の人々が集まるふれあいの場として、スポーツ施設の有効活用に向けた運営手法の検討を進めながら、みんなが安心・安全・快適に利用できるスポーツ環境の整備・充実に取り組みます。

（2）地域交流・活躍の場の提供

高齢者がいつまでも自分らしく暮らしていくためには、地域とのつながりを持ちながら、生きがいややりがいを持つことが大切です。また、高齢者が活気ある豊かな生活を送ることは、地域の活性化にもつながります。

高齢者が生きがいや役割を持って暮らすことができるよう、豊かな経験や知識を活かして活躍できる場や交流の場の創出に取り組む必要があります。

①老人クラブ

老人クラブ活動を通じて、多様な分野への社会参加を促し、高齢者の生きがいづくり、健康づくりを促進します。

また、活動内容の魅力の周知や、開かれた運営等に対する支援を行い、参加の促進や活動の活性化を図ります。

②世代間交流の推進

多世代交流を促進するサロン活動や子ども食堂等の充実を図るとともに、交流の中で高齢者が活躍できる場を提供できるよう、方策を検討します。

③シルバー人材センターの活用

高齢者が培ってきた職業的経験や技能を地域で有効に活かすことができるよう、概ね60歳以上の住民を対象に、シルバー人材センターにおいて軽微な就労の機会を提供します。

また、高齢者の社会参加の促進に向け、新規の就労機会の開拓や会員の能力開発、資質向上など、活動に対する支援を行います。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター登録者数	121人	140人	150人	155人

④ボランティア活動の支援（社会福祉協議会）

ボランティア活動へ参加するきっかけづくりとして、社会福祉協議会においてボランティアに関する活動の支援、ボランティアネットワークの整備、ボランティア相談窓口の充実等に取り組みます。

また、社会福祉協議会が設置している「美浜町ボランティアセンター」により、ボランティアグループ間のネットワークづくり等の支援を行うとともに、ボランティア活動を希望する方、支援を希望する方への相談やボランティアコーディネートを行います。

⑤農福連携の推進

農福連携により、高齢者や障害のある人などの就労機会の確保や活躍の場を広げ、生きがいを生み出すとともに健康づくりを支援します。

2 健康づくりと介護予防・自立支援の推進【重点】

(1) 高齢者の健康づくり事業の推進

本町においては、今後のさらなる高齢化が見込まれる中、健康診査や健康教室、健康相談などの健康づくり事業、通いの場等においてフレイル状態に着目した疾病予防に取り組むなど、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を進めてきました。

今後は、高齢者が身近な場において健康づくりに主体的に取り組むことができるような各種健康づくり事業と高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の充実を図っていきます。

①健康診査及び各種検診、特定保健指導

特定健診やがん検診等の受診勧奨を積極的に行い、また、その結果をもとに、特定保健指導を実施し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組めます。

②健康教育

健康教室や介護予防教室等の機会を活用し、心身の健康づくりや生活習慣の予防・改善に取り組むことの必要性、介護予防の重要性について啓発を行うとともに、気軽にできる実践方法を紹介します。

③健康相談

医師や栄養士、保健師による個別健康相談を実施します。

④高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者の健康づくりを支えるため、通いの場において、保健師や看護師による健康相談やフレイルチェック、リハビリテーション専門職による専門的指導を実施するなど、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施します。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

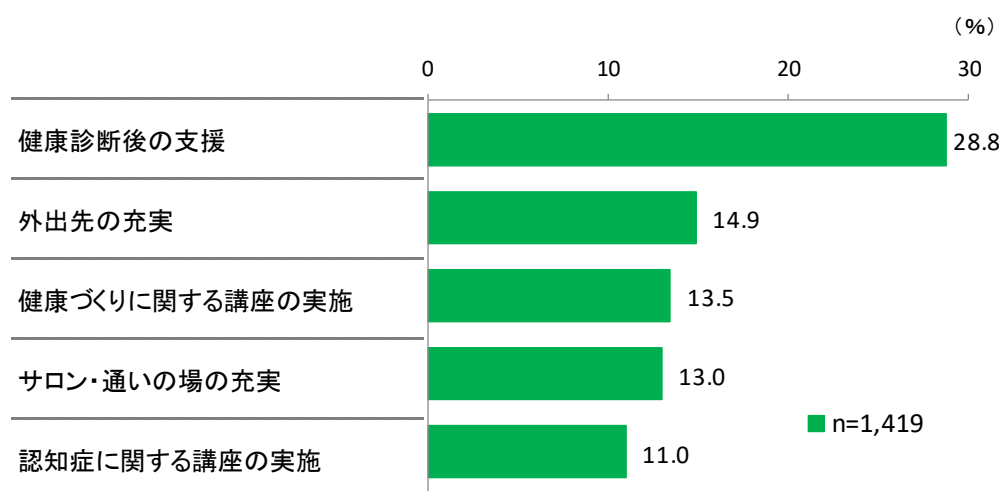
高齢者ができるだけ長く健康で活動的な状態を維持していくためには、介護予防の取組を総合的に推進し、要介護状態になることを予防することが重要となります。また、要介護状態になっても“本人ができることは、できる限り本人が行う。できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援する”という介護保険制度の基本理念のもと、高齢者の状態に応じた重症化予防の取組を推進することが求められています。

本町においては、要介護状態をもたらす可能性がある疾病等を予防するために、介護予防・日常生活支援総合事業や包括的支援事業などの地域支援事業を推進するとともに、介護予防の総合的な推進に向け、一貫性を持ったマネジメントに基づく介護予防を実施していきます。

【アンケート結果より】

介護予防について町に力を入れてほしいことは、「健康診断後の支援」が最も高く、次いで「外出先の充実」「健康づくりに関する講座の実施」が高くなっています。

■ 介護予防について町に力を入れてほしいこと（上位5位）



※「特にない」「不明・無回答」を除いた上位5位

①一般介護予防事業

■介護予防把握事業

対象者の方に調査票を郵送し、地域の高齢者の実態に関する情報の収集・活用、支援を必要とする高齢者の把握を行い、サービスの利用や介護予防活動等の参加へとつなげます。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防把握事業から通いの場へつなげた人数	0人	5人	10人	15人

■介護予防普及啓発事業

介護予防の基本的な知識を普及するため、介護予防教室や歯科健康教室等の各種教室を開催するとともに、パンフレットの配布等により事業への参加を促します。

また、美浜町地域包括ケアシステム推進協議会にて、筋力向上や転倒予防を目的として作成した体操「元気モリモリいきいき体操」等の普及啓発に努めます。

【具体的事業】

事業名	内容
筋力向上教室事業	日本福祉大学及びみはまスポーツクラブと連携し、高齢者の筋力低下を防ぐために、高齢者を対象に運動指導を行います。
シルバーヘルス事業	10名以上の高齢者が属する団体等の活動の場に、運動、栄養、口腔等に関する専門職を派遣します。
8020 推進事業	生涯を通じた歯科保健に関する意識の向上を図るため、口腔ケアの啓発として、80歳以上の方で20本以上の歯を有する方を表彰します。また、若いうちからの啓発について検討します。
元気はつらつ 65	町職員から介護保険制度についてと、リハビリテーション専門職から介護予防についての説明会を開催しています。
いきいき健康ライフ！ 介護予防のための教室	リハビリテーション専門職から運動・口腔・栄養・認知症についての講座を実施します。また、自宅でも行える体操や運動を行います。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
転倒の割合	20.8%	20.6%	20.4%	20.2%

■地域介護予防活動支援事業

住民主体の通いの場（サロン）の支援や住民向け出前講座をはじめとした事業を実施します。

また、介護予防に関するボランティア等の人材育成を目的とした研修を実施するとともに、介護予防に資する地域活動組織の立ち上げに対する支援を行います。

【具体的事業】

事業名	内容
サロン活動支援事業	高齢者の閉じこもりや身体機能の低下を予防し、健康で、自分らしく生きていくことを目的に、地域で実施するサロン活動を支援します。高齢者が身近な場所で活動することができるよう、各地区の公民館や老人憩いの家等で実施します。

■一般介護予防事業評価事業

本計画で定める目標値の達成状況や介護予防事業の効果についての検証・評価を行い、その後の事業実施や改善につなげます。

■地域リハビリテーション活動支援事業

ケアマネジャーが介護予防の視点をもって、アセスメントを実施できるよう地域ケア個別会議等でリハビリテーション専門職の派遣事業の利用促進をはかる等、地域における介護予防の取組の機能強化に努めます。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
リハビリテーション専門職等の地域の取組への関与数	1件	5件	10件	15件

②介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の自立した生活の実現、社会参加の促進をめざし、自宅の掃除や洗濯等の生活援助サービスや介護予防を重視したサービス等を提供します。また、介護予防に有効な保健・医療専門職による短期集中予防サービス（通所型サービスC）とサービス利用終了後の通いの場を充実させることを目標にします。

【具体的事業】

事業名	内容
訪問型サービス	要支援者等に対し、掃除や洗濯等、日常生活への支援を行います。
通所型サービス	要支援者等に対し、機能訓練や集いの場等、身体機能や生活機能を改善する通いの場を提供します。
介護予防ケアマネジメント	要支援者等に対し、介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等が適切に提供できるよう、ケアマネジメントを行います。

③介護予防強化部会

高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的に、介護予防に関する議題を検討し、住民自身が運営する体操教室や、人と人がつながる通いの場の拡大や参加等について協議と実行をしています。また、高齢者の自立支援を目的に、リハビリテーション専門職等を活かした取組を検討します。

1 認知症施策の総合的な推進【重点】

(1) 認知症に対する理解促進

国では令和元（2019）年6月に「認知症施策推進大綱」が示され、その基本的な考え方として、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するとしています。また、令和5年に通常国会で成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行に向けて、今後策定される国の認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて、認知症施策を推進していく必要があります。

本町では、こうした認知症施策の方向性を踏まえ、認知症になっても地域で安心して暮らすことができる環境づくりに向けて、住民が認知症を正しく理解するための啓発や本人発信支援、相談窓口の周知を図っていきます。

①認知症への理解を深める普及・啓発

住民の認知症に対する理解を深めるため、認知症おたすけブック（認知症ケアパス）や、町広報誌、ホームページ、講演会等を活用し、正しい知識の普及や認知症の本人が発信する場づくりを進めます。

②認知症に関する相談窓口の周知・早期対応の体制づくり

役場や地域包括支援センター等で認知症の家族やヤングケアラー等の相談を受けることができる相談窓口について広く周知を図り、相談から早期対応につなげられるような体制づくりを進めます。また、生活困窮分野、障害分野、児童福祉分野などの複合的な課題を持つケースにおいて庁内で連携を図り、適切に対応していきます。

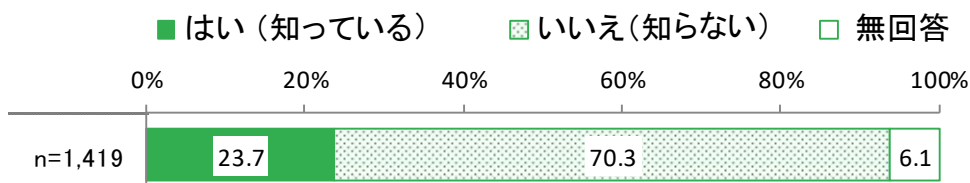
③認知症カフェ

認知症高齢者やその家族、認知症について不安がある方等が身近な場所で集い、地域の情報を交換したり、相談する場として「認知症カフェ」の開催を支援し、参加者同士の交流を促進します。

【アンケート結果より】

認知症に関する相談窓口の認知度は、「いいえ」（知らない）が70.3%、「はい」（知っている）が23.7%となっています。

■認知症に関する相談窓口についての認知度



(2) 認知症の予防と早期発見、早期対応

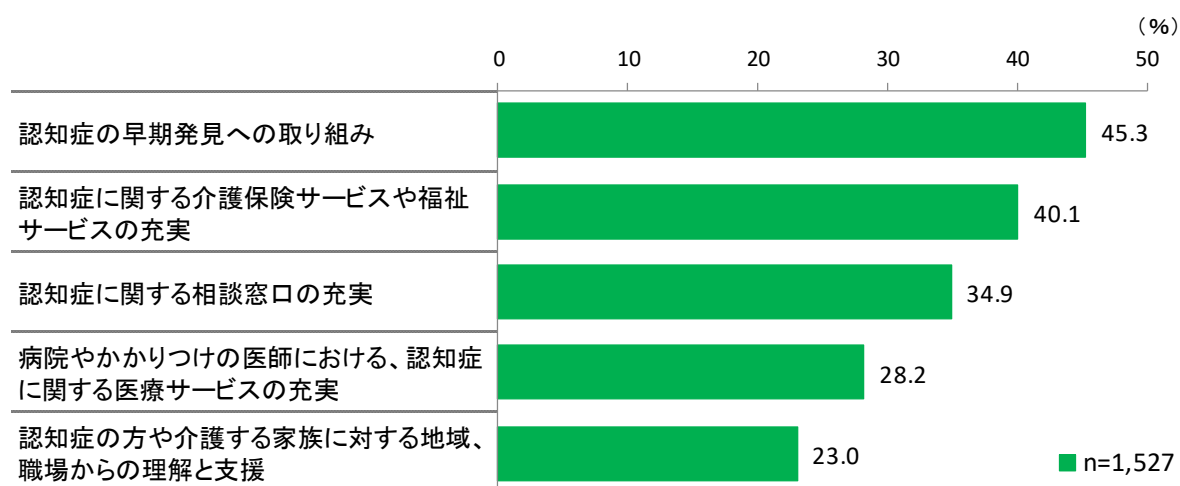
認知症高齢者が増加する中、医療と介護の連携による適切な支援が重要となっています。特に、認知症の予防と進行の抑制には、早期の発見・対応が重要であるため、関係機関が連携を図りながら、認知症高齢者を支援する仕組みづくりが不可欠となります。

認知症になってもできる限り住み慣れた環境で暮らせるよう、早期診断・早期対応が行える体制や医療・介護サービスの一体的提供が行える体制の整備に取り組んでいきます。

【アンケート結果より】

認知症の方への支援に必要なことは、「認知症の早期発見への取り組み」が最も高く、次いで「認知症に関する介護保険サービスや福祉サービスの充実」「認知症に関する相談窓口の充実」が高くなっています。

■ 認知症の方への支援に必要なことは（上位5位）



① 認知症予防の推進

地域包括支援センターにおいて、認知症予防に関する情報提供や認知症予防の視点を取り入れた介護予防事業を行うとともに、サロン活動などの交流事業への参加を呼びかけます。

② 認知症初期集中支援チーム

認知症サポート医や看護師、作業療法士等の専門職で構成する「認知症初期集中支援チーム」を「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」の下部組織「認知症施策推進部会」に設置し、認知症の方とその家族、認知症の疑いがある方に対して早期支援を行います。

また、適切な医療や介護サービスへつなげることができるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

③認知症地域支援推進員

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、医療・介護・地域をつなぐ役割を担う「認知症地域支援推進員」の活動により、認知症の方の容態に応じたサービスの提供や相談支援を行います。

④認知症おたすけブック（認知症ケアパス）による普及啓発

認知症についての相談先や接し方がわかる「認知症おたすけブック（認知症ケアパス）」を住民に対して周知し、認知症に関する理解促進を図ります。

（3）認知症高齢者に対する生活支援

認知症は老いに伴う病気のひとつで、認知機能の低下により、日常生活や社会生活に支障をもたらします。そのため、認知症高齢者の生活ニーズに対応した多様な生活支援サービスの展開が求められます。

認知症になっても自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の見守り活動の充実や認知症ケアを担う人材の育成等に取り組めます。また、認知症の方を単に支えられる側と考えるのではなく、認知症であっても社会で活躍し、よりよく生きていくことができるような環境の整備を進めていきます。

①認知症施策推進部会

「認知症施策推進部会」において、認知症初期集中支援チームの活動状況の検討を行うとともに、地域の関係機関の間で福祉ネットワークを構築し、認知症の方とその家族に対する支援の充実を図ります。

②認知症迷い人SOS情報ネットワーク事業の普及

認知症高齢者等の行方不明の防止や行方不明時の発見活動を円滑に行うため、住民をはじめ、企業や事業所、各種団体等に対し、町広報誌、ホームページ等を活用して事業の周知を図ります。

③認知症サポーター養成講座

住民や介護サービス事業所、福祉関係者、企業等を対象に、認知症に関する基礎知識や具体的な対応方法、支援のあり方などを習得する「認知症サポーター養成講座」を実施し、認知症の理解促進、地域の見守り強化を図ります。

また、小・中学校等においても「認知症サポーター養成講座」が実施できるよう、機会の確保に努めます。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座の延べ参加者数	4,293人	4,500人	4,600人	4,700人

④認知症サポーターフォローアップ講座の開催

認知症サポーターを対象に、「認知症サポーターフォローアップ講座」を開催し、認知症サポーターのステップアップを図ります。

また、認知症サポーターフォローアップ研修会の修了者をオレンジリーダーとして任命し、認知症の方やその家族と認知症サポーターをつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の整備に向けた体制づくりを検討します。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーターフォローアップ講座の参加者	0人	20人	40人	60人

⑤若年性認知症への支援

認知症地域支援推進員や地域包括支援センターをはじめとする関係機関の連携により、日常生活への支援や就労・社会参加への支援等、様々な分野にわたる支援が一体的に行えるよう、体制の整備に取り組みます。

2 在宅医療・介護連携の推進【重点】

(1) 地域の実情に応じた在宅医療・介護連携の推進

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域における医療・介護の関係機関が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供することが重要となっています。

本町では、「知多半島医療圏保健医療計画」を踏まえ、町内外の医療・介護の関係団体が連携し、多職種協働により在宅医療と介護を一体的に提供できる体制を構築していきます。また、県や保健所の支援を得ながら医師会等と緊密に連携し、地域の関係する団体の連携体制を構築していきます。

①地域の医療・介護資源の把握

「在宅医療・介護連携部会」を通じて、地域の医療・介護資源の実情を定期的に把握し、医療機関や薬局、介護事業所等と情報を共有します。

②在宅医療・介護連携の課題への対応の協議

在宅医療・介護連携の現状と課題に対して、対応策等の検討を行い、「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」にて検討を図ります。

(2) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けられることを目指して、日常の療養生活の支援、急変時の対応、入退院支援、看取りといった在宅医療と介護サービスが連携した対応が求められる4つの場面における取組を評価・改善し、希望する看取りが行えるような体制の整備に努めます。

①在宅医療・介護関係者の研修の実施

在宅医療と介護の連携を実現するため、医療・介護関係者等の協力を得ながら、多職種での研修会を行います。

②美浜町在宅医療・介護連携ガイドライン、身寄りのない人への支援に関するガイドラインの作成

「美浜町在宅医療・介護連携ガイドライン」を活用し、入退院時における多職種連携を推進し、「身寄りのない人への支援に関するガイドライン」を活用し、身寄りのない人への支援を推進します。

③医療・介護関係者の情報共有の支援

切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供されるように、情報連携シートの活用を進めます。また、医療・介護等の多職種連携を支える情報共有システムである「浜カップいきいき電子@連絡帳」の普及・活用に努め、医療・介護関係者間での情報の共有化を支援します。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
「浜カップいきいき電子@連絡帳」の情報交換の延べ人数	308人	400人	500人	600人

④在宅医療・介護連携に関する相談支援

在宅医療と介護の連携を支援するため、知多郡医師会在宅医療サポートセンターの協力を得ながら相談窓口の運営を行い、医療・介護関係者等からの相談に応じます。

⑤近隣医療機関等や近隣市町との連携

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、「知多半島医療圏保健医療計画」との整合性を図り、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。

また、「浜カップいきいき電子@連絡帳」を活用し、近隣医療機関等や近隣市町と連絡調整、情報交換に努め、広域連携が必要な事項についての協議を行います。

(3) 在宅医療への理解促進

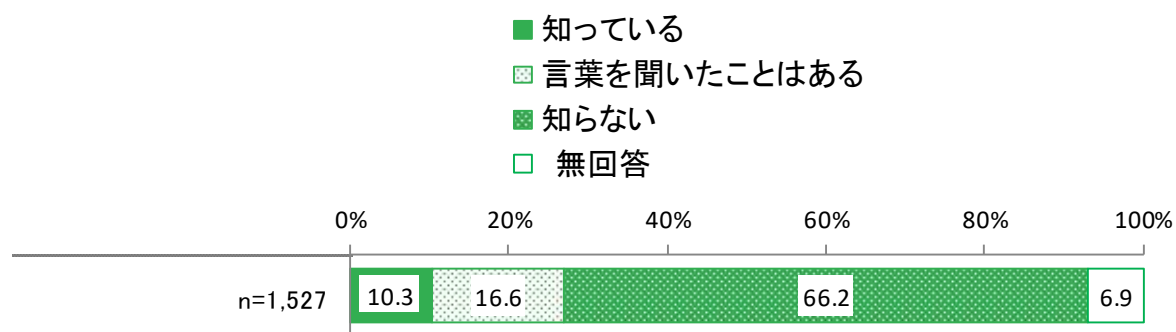
さらなる高齢化の進展により医療ニーズが高い後期高齢者が増加すると予測されている中、医療や介護が必要になった場合でも、高齢者の多くが慣れ親しんだ自宅での生活を希望しているのが実情となっています。そのため、医療と介護の連携を進め、在宅医療ニーズへ適切に対応していくことが求められています。

住民が在宅医療・介護連携について理解を深めてもらえるよう、講演会やパンフレットの作成などにより引き続き普及啓発します。また、自分自身が望む人生の最終段階での医療やケアについて前もって考え、信頼できる人や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取組であるACP（アドバンス・ケア・プランニング）※について啓発を進めます。

【アンケート結果より】

「人生会議」「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」についての理解は、「知っている」が10.3%、「言葉を聞いたことはある」が16.6%、「知らない」が66.2%となっています。

■ 「人生会議」「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」についての理解



① 地域住民への普及啓発

在宅医療・介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、住民の在宅医療への理解を促進します。

また、地域の医療機関や薬局の協力を得ながら、住民が在宅医療や在宅での看取りの経験者の話を聞くことができる機会の提供に努めます。

ACP（アドバンス・ケア・プランニング）については、住民講演会やサロン等を通して周知に努めます。

※万が一のときに備えて、どのような治療やケアを希望するかについて、家族等やかかりつけ医等と繰り返し話し合うこと（愛称「人生会議」）

3 介護保険サービスの質の向上

(1) 介護保険サービスの充実

介護を必要とする高齢者の増加とともに、介護離職の増加が社会問題となる中、介護保険サービスへのニーズがさらに高まっていくことが予測され、必要とするサービスを必要となるときに利用できる体制の確保が重要になっています。

特に地域包括ケアシステムの深化・推進においては、居宅系サービスの充実が重要になっています。また、さらなる高齢化の進展により、中重度の要介護高齢者、認知症高齢者が増加することが見込まれるため、地域密着型サービスの基盤整備も求められています。

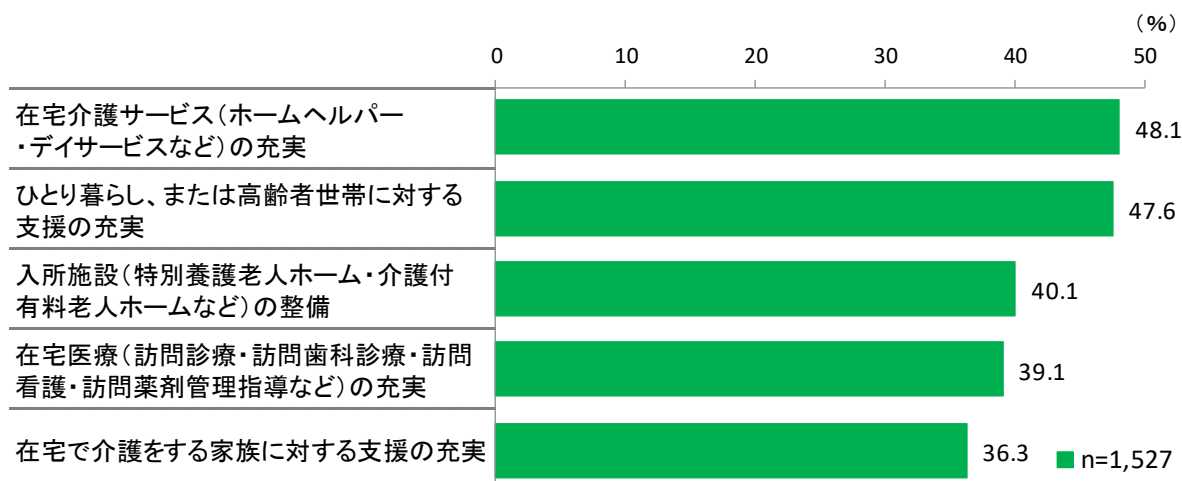
本町においては、介護サービスを提供するヘルパー等の高齢化が課題となっており、人材不足の一面はありますが、利用が少ない時期はサービス提供に余裕が出る等慢性的な介護人材の不足にはなっていない状況と考えられます。また、訪問介護や訪問看護など訪問系サービスの利用が全国や県と比べて、利用が少ない傾向はありますが、そこまでの希望はないというケアマネジャーの意見等もあり、一概に利用が少ないことが、マイナスではなく、現在提供されているサービスが、今後も継続して提供されることがまずは優先されると考えられます。

今後も、利用者のニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、介護サービス事業所との連携を図り、サービスの充実を図っていきます。

【アンケート結果より】

国や行政が重点を置くべき施策は、「在宅介護サービス（ホームヘルパー・デイサービスなど）の充実」が最も高く、次いで「ひとり暮らし、または高齢者世帯に対する支援の充実」「入所施設（特別養護老人ホーム・介護付有料老人ホームなど）の整備」が高くなっています。

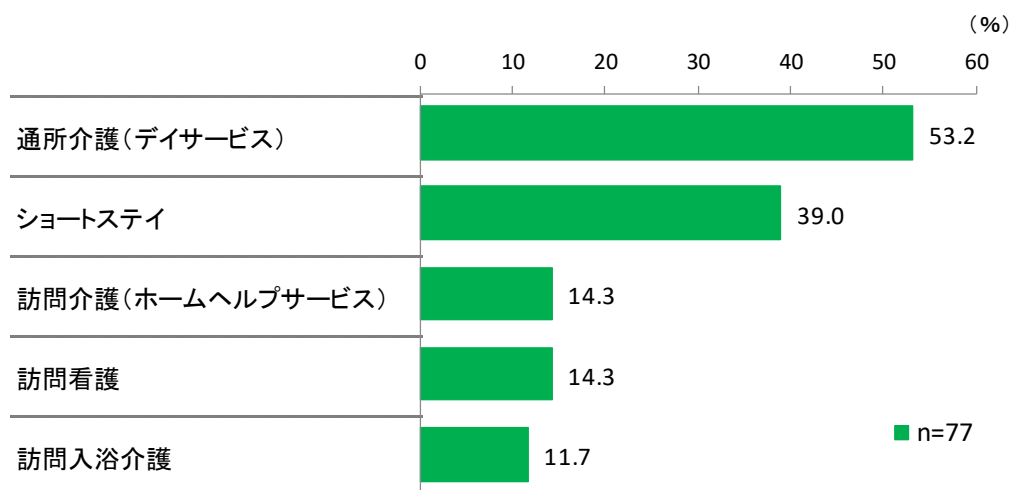
■国や行政が重点を置くべき施策（上位5位）



【アンケート結果より】

今後利用したい介護保険サービス（住宅改修、福祉用具以外）は、「通所介護（デイサービス）」が最も高く、次いで「ショートステイ」「訪問看護」が高くなっています。

■今後利用したい介護保険サービス（住宅改修、福祉用具以外）（上位5位）



※「その他」「今後利用しない」を除いた上位5位

【介護サービスアンケートより】

現在供給が不足していると感じているサービスと、今後需要の増加が予測されるサービスは、ともに「訪問介護」が第1位となっています。

■現在不足していると感じる介護サービス、今後増加が見込まれる介護サービス

	供給が不足していると感じるサービス	需要の増加が見込まれるサービス
第1位	訪問介護	訪問介護
第2位	訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護	短期入所生活介護
第3位	居宅療養管理指導（歯科）	訪問看護
第4位	訪問リハビリテーション	住宅改修
第5位	居宅療養管理指導（医院）、介護老人福祉施設、看護小規模多機能型居宅介護	訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護

①居宅（介護予防）サービス

支援や介護が必要な高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けることができるよう、介護サービス事業所との連携により居宅サービスの充実を図ります。

【サービスの種類】

サービス	内容
訪問介護	ホームヘルパー等が家庭を訪問し、入浴、排泄、食事等の介護や身のまわりの世話をを行います。
訪問入浴介護	要介護認定者等の家庭を訪問し、家庭内に浴槽を持ち込んで入浴のサポートを行います。
訪問看護・介護予防訪問看護	主治医の判断に基づき、看護師が家庭を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	主治医の判断に基づき、理学療法士や作業療法士等が家庭を訪問して日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行います。
通所介護	デイサービスセンターで、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の世話や機能訓練を行います。
通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設や病院等で、心身の機能の維持回復や日常生活の自立を助けるための機能訓練を行います。
短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護	一時的に特別養護老人ホーム等に入所してもらい、食事や入浴、その他の日常生活上の支援や機能訓練などを行います。
短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	介護老人保健施設や病院等に短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行います。
特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）において特定施設サービス計画（施設ケアプランに相当）に沿って、入浴、排泄、食事等の介護サービス、調理、洗濯、掃除等の家事援助サービス、生活や健康に関する相談等、要介護認定者が日常生活を送るにあたって必要なサービスを提供します。
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与	日常生活上の自立を助ける用具や機能訓練のための用具、福祉用具の貸与を行います。
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売	日常生活上の自立を助ける用具のうち、貸与になじまない排泄、入浴に関する用具について、その購入費用に対して保険給付を行います。
住宅改修・介護予防住宅改修	居宅での手すりの取り付け、段差の解消等、小規模な改修費用の一部を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	在宅サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジャーが心身の状況や環境、本人や家族の希望を受けて、利用するサービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービス提供のために介護サービス事業所等との連絡調整を行います。

② 地域密着型（介護予防）サービス

地域密着型サービスは、本町では、認知症対応型共同生活介護と地域密着型通所介護のサービスが提供されています。地域密着型サービスである小規模多機能型居宅介護はサービス提供の希望が少なく、他市町の事業所でまかなっていましたが、現在は利用がありません。こうした現状を踏まえつつ、利用者のニーズや事業者の意向を踏まえた上で、地域密着型サービスの充実を図ります。

【サービスの種類】

サービス	内容
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした利用者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回・通報による訪問を中心とした介護サービスで、訪問介護員が利用者の自宅等に訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話や緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるよう援助します。
認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護施設等に日帰りで通所する利用者であって認知症のかたに対して、症状の進行の緩和に資するよう専門的なケアを行いながら、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練などを行います。
小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	通いによるサービスを中心に、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた小規模介護付き有料老人ホーム等の施設に入居している利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練と療養上の世話をを行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員 29 人以下の小規模特別養護老人ホームに入居している、常時介護が必要で自宅での生活が困難な利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話などを行います。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護サービスを組み合わせて提供し、利用者のニーズに応じて柔軟に対応したサービスを提供します。
地域密着型通所介護	日中、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供します。

③施設サービス

在宅での生活が困難な高齢者に対し、適切な施設サービスを提供することができるよう、整備を進めます。

【サービスの種類】

サービス	内容
介護老人福祉施設	寝たきりや認知症などで、常に介護が必要で自宅での生活が難しい方のための施設です。 要介護3以上の高齢者に対し、入所により入浴や排泄・食事・相談等日常生活上の介護、機能訓練、療養上の世話をを行います。
介護老人保健施設	入所者に対してリハビリテーションなどの医療サービスを提供し、家庭への復帰をめざす施設です。 病状が安定しているがリハビリテーションや看護、介護を必要とする高齢者に対し、在宅復帰をめざして、看護・介護サービスを中心とした医療ケア、リハビリテーション、生活支援を提供します。
介護医療院	医療的管理のもとで長期療養が必要な人のための医療のほか、生活の場としての機能も兼ね備え、日常生活上の介護などが受けられます。

(2) 介護サービス事業者への指導・助言

介護保険サービスの提供にあたっては、地域の課題やニーズを把握し、事業者への支援や指導等によりサービスの質の向上を図りながら、地域の実情に応じたサービス提供体制の充実に取り組むことが求められます。

介護保険サービスの質のさらなる向上に向けて、介護サービス事業所に対して、人員や設備、運営に関する基準、介護報酬の請求、効果的な取組などについて、定期的に指導・助言を行っていきます。

①介護サービス事業者指導監査

介護給付等対象サービスの質の確保・向上と、保険給付の適正化を図るため、介護給付等の対象サービスの内容や介護給付等に係る費用の請求に関する実地指導を行うとともに、業務管理体制の整備に関する検査を行います。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護サービス事業所への実地指導回数	4回	5回	5回	5回

②苦情相談受付

地域包括支援センターが相談窓口となり、介護サービス事業所や関係機関と連携し、迅速かつ適切な対応を行います。また、苦情の内容に応じて国民健康保険団体連合会への苦情申立てにつないでいきます。

③第三者評価

中立的な第三者である評価機関が一定の基準に基づき、介護サービス事業所のサービスの内容や質、事業者の経営状況などを専門的見地から評価を行い、結果の公表を行います。

④感染症対策の推進

介護サービス事業所等に対し、感染症対策に関する県の制度等の情報提供を行うとともに、感染症対策のための環境整備を行うための経費の補助を行います。

4 制度の持続可能性の確保

(1) 介護人材の確保・育成と介護現場の生産性向上

近年、介護に対する需要の増加に対して、介護人材不足は全国的に深刻な問題となっています。本町においても人口減少による担い手の不足が顕著になることが想定され、要支援・要介護認定者の増加に対応できるよう、介護人材の確保・育成が求められています。

介護保険サービスの質の向上を図るため、介護サービス従事者に対するスキルアップ研修の充実を図るとともに、介護人材の裾野を拡げるための取組を展開していきます。また、ICTや介護ロボットの導入等により、介護現場の業務の効率化を図ることができるよう支援していきます。

①介護支援専門員・訪問介護員等研修

介護サービス事業所と連携し、知多半島5市5町が主催する介護人材の資質向上に向けた研修への参加を促進します。

また、介護人材の確保に向けた方策を検討します。

②ICTの活用等による介護現場の効率化

介護現場の生産性の向上や、介護職員の負担軽減を図るため、ICTの活用を支援するとともに、県の介護事業所ICT導入支援事業や介護ロボット導入支援事業について周知します。

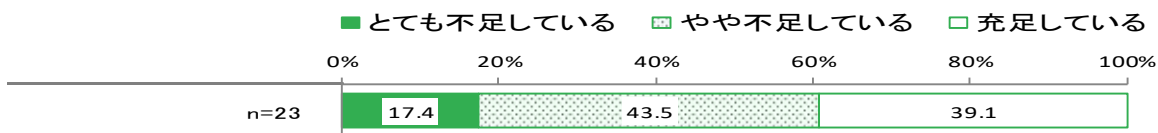
また、文書負担軽減に向けた具体的な取組について検討します。

【介護サービスアンケートより】

事業所における人材確保について感じることは、※『不足している』が60.9%、「充足している」が39.1%となっています。

※「とても不足している」「やや不足している」の計

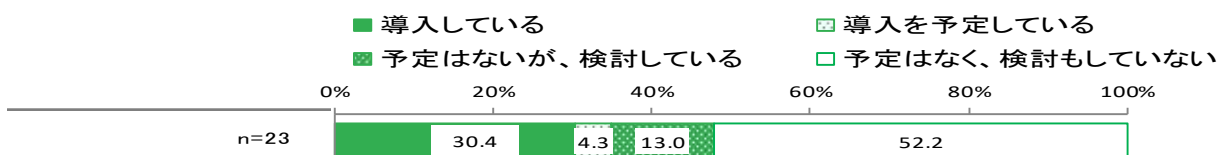
■事業所における人材確保について感じること



事業所によるICTやAI、ハイテックロボットの導入については、「導入している」が30.4%、※『導入を予定・検討している』が17.4%、「予定はなく、検討もしていない」が52.2%となっています。

※「導入を検討している」「予定はないが、検討している」の計

■事業所におけるICTやAI、ハイテックロボットの導入について



(2) 適正な利用の促進と介護給付の適正化

介護給付の適正化

介護給付適正化事業は、平成 20（2008）年度以降、「愛知県介護給付適正化計画」に基づき、愛知県と本町が一体となって推進されてきました。

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要な過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことです。適切なサービスの確保とともに、その費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築をめざします。さらに、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、限られた資源を効率的に活用するため、保険者機能の一環として引き続き推進します。

平成 29（2017）年度の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する施策や目標を定めるものとされました。

今後はいわゆる団塊の世代すべてが 75 歳以上となる令和 7（2025）年、さらに、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22（2040）年に向けて、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの構築と施策の推進とともに、必要な給付を適切に提供するための適正化事業を進めていく必要があります。

以上から、本町では介護給付適正化主要 5 事業を中心として推進してきましたが、第 6 期愛知県介護給付適正化計画の見直しにともない、第 9 期計画では介護給付適正化主要 3 事業（「要介護認定の適正化」「ケアプランの点検」「医療情報との突合・縦覧点検」）を中心として推進していきます。さらに、これまでの適正化事業の検証結果を踏まえながら、事業の目的に応じた具体性・実効性のある取組を進めます。

①要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定または更新認定に係る認定調査の内容について、町職員等の訪問または書面等の審査を通じた点検により、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。

●現状と今後の方向性

要介護認定の新規、更新、変更の認定訪問調査は、直営と委託により実施しています。また本町では、事後点検（認定調査のチェック）として、調査票と特記事項を確認しています。疑義がある場合等については、必要に応じて調査員に確認を行っています。特に、月に1回、町の認定調査員が全員集まり、日常の調査で疑問に思っていることや間違いやすい項目について検討する場を設け、基本調査や特記事項の平準化を図っています。

今後は、要介護認定調査結果の全件について、町職員による点検を実施します。また、町職員と認定調査員の間で、事例検討等、意見交換会の場を定期的に開催します。

②ケアプランの点検

・ケアプランの点検

ケアマネジャーが作成した居宅介護サービス計画、介護予防サービス計画の記載内容について、事業者に資料提出を求め、または、訪問調査を実施し、町職員等の第三者が点検及び支援を行います。個々の受給者が真に必要とするサービスを確保するとともに、その状態に適合していないサービス提供の改善を図ります。

●現状と今後の方向性

本町では、独自に対象とするケアプランの条件を設定しています。例えば、同居家族がいて、訪問介護の生活援助を利用している事例やサービス内容（回数を含む）を何年も変更していない事例等です。該当する事例については、課題分析（アセスメント）に関する資料や居宅サービス計画書等の提出を求め、専門職を含む町職員によって、ケアプラン点検支援マニュアルを活用し点検を実施しています。その結果、疑義については、対象事業所に訪問し、担当のケアマネジャーに面談にて確認しています。今後も、ケアマネジャーへの気づきを与えることや、保険者としても現状把握等のスキルアップにつながるよう、継続して取り組みます。また、町内すべての事業所に対して実施することよりも、ケアプラン単位による事業実施を重視し、1人で運営しているケアマネ事業所を中心として、可能な限り多くのプランで実施していきます。

・住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査

保険者が、改修工事を行おうとする受給者宅の実態確認や工事見積書の点検、竣工時の訪問調査等を実施し、施行状況を点検することで、受給者の状態にそぐわない、不適切または不要な住宅改修を排除します。

また、福祉用具利用者等に対して訪問調査等を行い、福祉用具の必要性や利用状況等を点検することで、不適切または不要な福祉用具購入・貸与を排除し、受給者の身体の状態に応じて必要な福祉用具の利用を進めます。

●現状と今後の方向性

住宅改修の点検については、必要に応じ、町職員による訪問調査を実施しています。今後は、できる限り、改修金額が15万円以上のケースについて訪問調査を実施します。

福祉用具購入・貸与の点検については、本町では特に福祉用具の貸与の点検を実施しています。金額だけでなく、要介護度軽度者への例外給付の場合等を対象としています。今後は、国保連合会介護給付適正化システムの活用を基本として、ケアマネジャーへの確認等を実施しながら推進します。

③医療情報との突合・縦覧点検

縦覧点検では、受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細書内容）の確認、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検により、請求内容の誤り等を早期に発見し、適切な処置を行います。

医療情報との突合では、医療担当部署と連携体制の構築を図りつつ、受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付状況を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行うことで、医療と介護の重複請求の排除等を図ります。

●現状と今後の方向性

縦覧点検・医療情報との突合は、過誤請求の発見等、費用対効果が最も期待できると言われていています。本町においては、国保連合会や後期高齢担当部局との連携のもとで本事業を進めています。

今後も関係部局と連携しながら、縦覧点検・医療情報との突合のいずれも、国保連合会から提供される過誤請求の可能性のあるケースの情報をもとに、事業所への確認を実施します。

1 支え合いの仕組みづくり

(1) 包括的支援体制の構築

高齢者の地域生活を支えるためには、医療、介護、介護予防、住まい、日常生活の支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進が不可欠となります。

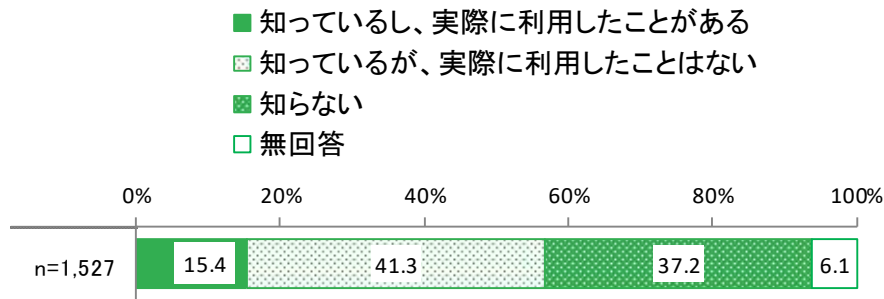
さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、本町の実情に合わせて介護サービス基盤を計画的に確保に努めます。

高齢者が住み慣れた地域で、いつまでもいきいきと自分らしい生活を継続できるよう、地域包括支援センターの運営・強化と福祉ネットワークの強化を図ります。

【アンケート結果より】

地域包括支援センターの認知度は、「知っているが、実際に利用したことはない」が41.3%、「知らない」37.2%、「知っているし、実際に利用したことがある」が15.4%となっています。

■地域包括支援センターの認知度



①地域包括ケア推進機関の設置

地域包括ケアシステムの深化のため、「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」を中心に位置づけます。

また、推進協議会の下部組織に配置した「在宅医療・介護連携部会」「介護予防強化部会」「認知症施策推進部会」で個別の施策を検討していきます。

②地域ケア会議の開催

高齢者支援に係る関係機関や専門家が参加する「地域ケア会議」の開催により、地域ネットワークの構築や高齢者の自立に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行うとともに、具体的な事例の検討に基づく地域資源の掘り起こしや、事例に合った多様な専門職の参加、地域課題の共有を行い、それをどのように事業に繋げていけるかを検討する機会を設けます。

また、地域ケア会議における検討が施策へつながるよう、高齢者福祉施策との連携を図ります。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
個別事例の検討等を行う地域ケア会議の開催回数	5回 コロナ1回中止	4回	4回	4回

③地域包括支援センターの運営・機能強化

地域包括ケアシステムの深化に向けて、相談支援、権利擁護等、包括的・継続的ケアマネジメントを行う地域包括支援センターの機能の充実や連携体制の一層の充実を図ることにより、福祉ネットワークの強化をめざします。

■相談支援

高齢者やその家族の多様な困りごとに対応できるよう、関係機関や地域住民と連携した相談支援体制を構築するとともに、専門的な支援が必要な場合への対応を行います。

【具体的事業】

サービス	内容
初期段階での相談対応	高齢者本人、家族、民生・児童委員、住民等のネットワークにより問題を把握し、介護保険サービスまたは介護保険制度に関する情報提供や関係機関の紹介等を行います。
継続的・専門的な相談支援	初期段階の相談対応で、専門的・継続的な関与または緊急の対応が必要であると判断した場合、当事者への訪問や、当事者に関わる様々な関係者から詳細な情報の収集を行い、当事者に関する課題を明確にした上で、個別の支援計画を策定します。

■権利擁護

高齢者の権利擁護を進めます。また、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。(具体的事業は61ページに記載)

■包括的・継続的ケアマネジメント

ケアマネジャーの資質の向上を図るための指導や相談、事業所やケアマネジャーの連携体制の構築により、包括的・継続的なケアマネジメントの推進を図ります。

【具体的事業】

サービス	内容
日常的個別指導・相談	地域のケアマネジャーの資質向上を図るため、研修会や制度、施策等に関する情報提供等を行います。また、地域のケアマネジャーに対してケアプランの作成指導や、介護保険サービス担当者会議の開催支援等、専門的な見地からの個別指導や、相談への対応を行います。
支援困難事例等への指導・助言	地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例について、具体的な支援方針を検討し、指導・助言等を行います。
包括的・継続的なケア体制の構築	高齢者に対し、地域における包括的・継続的なケアを行うため、町内の介護保険事業所等の関係者間で、介護保険制度や介護保険サービスに関する情報提供や情報交換を行います。
地域におけるケアマネジャーのネットワークの形成	ケアマネジャー間の情報交換を行う場を設ける等、ケアマネジャーのネットワークを構築することで、業務を支援します。また、ケアマネジャーと医療機関との連携を強化するため、主治医を中心とする医療機関と在宅介護サービスの連携システムの構築を検討します。

【具体的事業】

④生活支援体制整備事業

生活支援コーディネーターの配置により、地域資源の発見や開発、関係者のネットワーク化、地域の支援ニーズと提供主体のマッチング等のコーディネート業務を行い、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

⑤重層的支援体制整備事業

地域住民の抱える課題は 8050 世帯の問題や介護と育児のダブルケアなど複雑化・複合化してきており、従来の属性別の支援体制では、対応が困難になっているため、市町村において包括的な支援体制の構築を図る必要があり、体制の構築に当たっては、分野を超えた部局横断的な連携体制の整備に向けた取組を推進します。

(2) 地域の支え合い活動の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、生活支援サービスや介護保険サービスが充実していることが重要となります。また、暮らしの悩みやちょっとした困りごとを助け合える、住民同士の支え合いも重要になっています。

地域全体で高齢者の生活を支援していくため、行政と住民が一体となって高齢者を地域で見守り、支え合う仕組みづくりが求められており、地域を支える担い手の確保・育成を図っていきます。

①見守りネットワークの構築

住民、民生・児童委員、ボランティア団体、NPO等と協力しながらひとり暮らし高齢者世帯の見守り等の活動を支援します。また、元気な高齢者も見守り活動に積極的に参加できるように情報提供やコーディネートを行います。

②地域見守り活動の推進

企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域で支援の必要な方の把握を行い、孤独死の未然防止や認知症による徘徊、その他異変の早期発見・対応を行うとともに、協力団体の拡充を図ります。

2 安心・安全な生活環境の確保

(1) 快適な生活環境の確保

高齢化の進行により、高齢者が安心して快適に暮らせる生活環境の確保が重要となっています。

特に、高齢者の安心できる暮らしや社会参加を促進する地域づくりのためには、ユニバーサルデザインのまちづくりや住まいの確保は不可欠となります。また、自宅での生活が困難となった場合の選択肢として多様な住まいを確保していくことも重要な課題であるため、情報提供や相談支援を進めていきます。

さらに、本町をはじめ、公共交通機関が少ない地域では自動車がないと移動が困難な状況もみられ、移動手段の確保や買い物弱者支援も必要となっているため、高齢者が住み慣れた地域社会において社会参加を促し、安心して暮らせる環境づくりを進めていきます。

①高齢者の住まいの充実

県と連携し、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の高齢者向け住まいの設置状況を把握し、ニーズを踏まえた整備について検討します。

また、高齢者の住居の確保や住み替えに関する情報提供、相談支援を行い、住み慣れた地域で長く生活できるよう支援します。

②快適な生活環境づくり

高齢者が積極的に社会参加できるよう、公共施設等のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

③移動・交通環境の整備

「行ってきバス」のダイヤや路線の充実、高齢者タクシー料金助成事業により、高齢者の外出機会と社会参加の拡大を図るとともに、住民のニーズに合った公共交通網の構築に努めます。

④買い物弱者への支援

日常の買い物に困難を感じる方への支援として、店舗等と連携し、買い物支援サービスを提供、または支援するとともに、買い物支援を実施している店舗等の情報を提供します。

(2) 生活安全の推進

近年、高齢者が関わる交通事故が社会問題になっており、交通安全教育による交通安全意識の啓発とともに事故が起こりにくい環境整備を進めていきます。

また、振り込め詐欺や架空請求詐欺といった高齢者のお金をねらった特殊詐欺が増加傾向にあり、高齢者をねらった犯罪についての知識の普及や相談窓口の周知を図るとともに、自治会や関係機関と連携を図り、見守りなどの防犯活動を強化していきます。

①交通安全対策

警察等と連携して高齢者を対象とした交通安全教育を実施するとともに、交通安全施設や歩道の整備を計画的に進めます。

②消費者トラブルへの対策

消費者保護の観点から、消費生活講習会の実施や、消費生活相談員の育成、消費生活啓発事業の実施、消費生活相談窓口の充実等を図ります。

③防犯対策の推進

高齢者が犯罪に巻き込まれることがないように、町広報誌やホームページ、メールサービス等を活用し、防犯に関する知識の普及や詐欺事件等の事例等の周知を行うとともに、地域包括支援センターや警察等と連携した啓発活動を行います。

(3) 防災体制と災害時支援体制の充実

介護を必要とする人やひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が増加する中、災害時の福祉支援体制の構築は喫緊の課題となっています。

災害時に迅速に高齢者の方々を支援するため、避難行動要支援者名簿への登録について啓発を行い、見守りや安全確保体制強化に向けて、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、一体となって防災対策に努めます。

①災害発生時の支援体制の強化

防災訓練や避難所を充実するとともに、住民による共助の仕組みづくりを促進します。

また、避難行動要支援者が災害時に迅速に必要な支援を受けられるよう、自主防災組織と協力し把握に努めるとともに、避難行動要支援者名簿への登録について啓発を行い、支援体制づくりをめざします。

②福祉避難所の運営

福祉避難所の開設協定を締結する事業所の拡充を図るとともに、避難行動要支援者やその家族に対し、福祉避難所の周知を図ります。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉避難所の開設協定を締結した事業所数	6か所	6か所	6か所	6か所

③災害ボランティアセンターの運営

災害復旧・復興対策として住民同士の支え合いや外部支援の受け入れによる助け合い活動を円滑に進めるため、関係機関、ボランティア等との連携を図り、災害ボランティアセンターの運営訓練、資機材準備、関係機関とのネットワーク構築を進めます。また、ボランティアコーディネーターの確保・育成を図ります。

④地域の防災力の強化

自主防災組織の資機材購入等に対する補助や、防災訓練に対する指導、訓練用資材の提供等の援助により、自主防災組織の活動を支援し、自主防災活動の推進を図ります。

また、地域が中心となった防災リーダーの養成、ハザードマップの作成、地域福祉の視点を踏まえた防災訓練の実施などにより、地域の防災力の強化を図ります。

3 在宅生活を支える多様な支援

(1) 在宅高齢者のための生活支援

高齢者が地域で自立した生活を送るためには、介護保険サービスとともに、介護保険外の多様な高齢福祉サービスの提供により、日常生活へのきめ細かな支援を行うことが必要となります。

ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者、認知症高齢者等、日常生活に手助けを必要としている高齢者に対し、ニーズに応じた多様な生活支援サービスを提供していきます。

①在宅支援サービスの充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、支援が必要な高齢者を対象に、在宅生活を支えるサービスの充実を図ります。

【具体的事業】

事業名	内容
軽度生活援助事業	高齢者の自立を支援するため、概ね 65 歳以上のひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、買い物や寝具類の洗濯等、軽易な日常生活上の援助を行います。
寝具洗濯・乾燥サービス	衛生的な生活環境を確保するため、在宅で寝たきりの高齢者や重度の身体障害のある人が使用している寝具の洗濯・乾燥を行います。
住宅改修支援事業	居宅介護支援を受けていない要支援・要介護認定者に対し、居宅介護（予防）住宅改修費の支給の申請に係る相談や助言を行います。
見守りサービス事業	現在検討中

(2) 家族介護者への支援

介護が必要になっても高齢者が住み慣れた地域で生活をするためには、要介護高齢者への支援だけでなく、介護者の負担軽減に向けた対策が必要です。特に、認知症は家族にとっても切実な問題で、見守りが常時必要なことや、コミュニケーションの難しさのため、介護の負担も重くなる傾向にあり、きめ細かに支援していく必要があります。

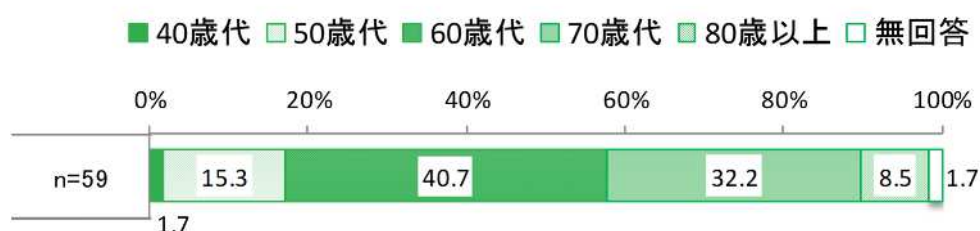
介護離職やダブルケア、老老介護、ヤングケアラー等、家族介護者を取り巻く課題が多様化している中、介護の悩みやストレスをひとりで抱え込まないよう、心身のケアに取り組むとともに、経済的支援や就労支援等、多様な視点から支援を行っていきます。

【アンケート結果より】

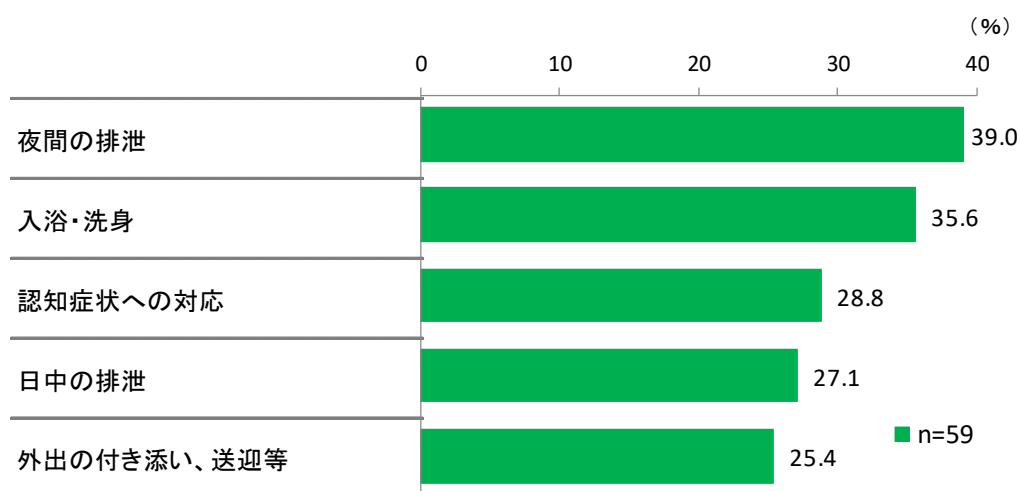
介護者の年齢は、「60歳代」が最も高く、次いで「70歳代」「50歳代」が高くなっています。なお、60歳以上が8割以上となっています。

現在の生活を継続していく上で、主な介護者が不安を感じる介護は、「夜間の排泄」が最も高く、次いで「入浴・洗身」「認知症への対応」が高くなっています。

■主な介護者の年齢



■現在の生活を継続していく上で、主な介護者が不安を感じる介護（上位5位）



①家族介護用品購入費補助事業

市町村民税非課税世帯で、要介護認定4以上の高齢者に対し、紙おむつ等の購入費の一部を補助することで、在宅介護の負担軽減を図ります。

【指標の設定】

指標	現状値 (令和4年)	目標値		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
家族介護用品購入費補助事業利用件数	39件	50件	55件	60件

②家族介護慰労事業

市町村民税非課税世帯で、要介護認定4以上の高齢者を介護している家族のうち、過去1年間介護保険サービスを利用していない家族への慰労として、金品を贈呈します。

③家族介護交流事業

家族介護者の負担軽減や孤立を防ぐため、悩みの相談や情報交換、交流等を行う家族交流会を開催します。

④介護離職防止に向けた取組

町広報誌やホームページ等を活用し、介護保険サービスや認知症支援等に対する情報提供を行うとともに、家族の介護を理由とした離職をできる限り防ぐことができるよう、関係機関と連携し、復職や再就職に向けた支援に努めます。

4 権利擁護の推進

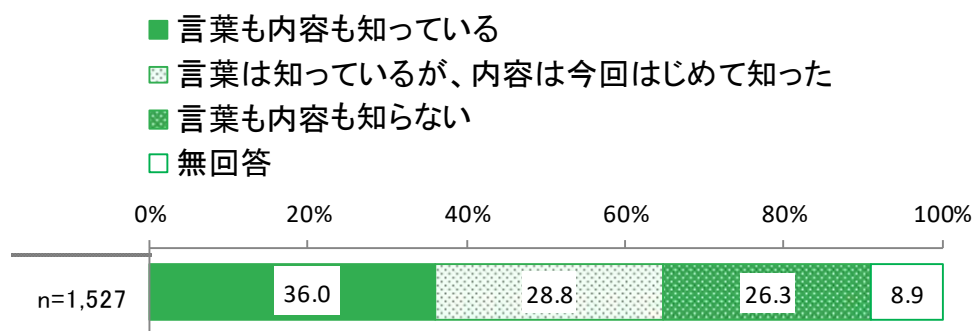
(1) 高齢者の権利を守る取組の推進

高齢化の進行とともに、認知症高齢者など契約についての判断や日常的な金銭管理等への補佐が必要な高齢者が増加しており、権利擁護の視点に立った支援が必要になっています。認知症などにより判断能力が十分でない方の権利を守るため、地域包括支援センターを中心に、知多地域権利擁護支援センター等と連携して協力体制を充実させ、成年後見制度等の権利擁護の取組を推進していきます。

【アンケート結果より】

成年後見制度についての認知度は、「言葉も内容も知っている」が 36.0%、「言葉は知っているが、内容は今回はじめて知った」が 28.8%、「言葉も内容も知らない」が 26.3%となっています。

■成年後見制度についての認知度



①日常生活自立支援事業

認知症等により判断能力が十分でない方の権利を擁護するため、各種福祉サービスの利用援助や相談、日常的な金銭管理を行います。

②成年後見制度利用支援事業

認知症等により判断能力が十分でなく、親族等による法定後見の申立てができない方について、親族等に代わって町長が家庭裁判所に申立てを行います。

また、町広報誌やホームページ、知多地域権利擁護支援センターが主催する権利擁護に関する講座等により、成年後見制度について住民に周知します。

③知多地域権利擁護支援センターとの連携

知多地域権利擁護支援センターにおいて成年後見制度に関する相談に応じるとともに、知多地域権利擁護支援センターを成年後見制度の利用を促進するための中心的な役割を担う地域連携ネットワークの中核機関として位置づけ、関係機関によるネットワークの構築を図ります。

(2) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進

高齢者虐待については、家庭内虐待と施設内虐待の2つに規定され、その種類には身体的虐待、心理的虐待、世話の放棄・放任、性的虐待、経済的虐待があります。こうした虐待は全国的に年々増加傾向にあり、高齢者の人権を侵害する虐待から高齢者を守るために、虐待防止の啓発、相談、見守り体制等の取り組みを進めていきます。

また、認知症や寝たきりの状態にあるなど、助けを求められない高齢者も少なくないことから、潜在化している被害者に気づき、早期に支援につなげられる体制の構築に努めます。

①高齢者虐待の未然防止

介護サービス事業所における虐待の未然防止、早期対応に向け、地域包括支援センターが中心となり、事業所に対して高齢者虐待に関する勉強会等を実施し、意識の向上や迅速な対応を図ります。

②虐待への早期発見・早期対応

虐待に気づいたときの相談場所や通報義務について周知し、虐待の早期発見・早期対応につなげます。虐待が発生した場合は、地域包括支援センターやケアマネジャー、関係機関と連携を図り、地域ぐるみでの見守り体制の整備に努めます。また、緊急時に一時保護を可能とする場の確保を図ります。

③高齢者虐待に関する相談・支援

地域包括支援センターにおいて、高齢者虐待に関する相談、通報に対応するとともに、相談から適切な支援につなげることができるよう、知多地域権利擁護支援センターをはじめとした関係機関との連携強化を図ります。

第5章 介護保険サービスの見込み

1 介護保険給付費の見込み

(1) 介護保険給付費の算定方法

以下の手順により、介護保険給付費を見込みます。

①高齢者人口（第1号被保険者数）・認定者数の推計【第2章 1（1）、（4）】

過去の人口推移の実績からコーホート変化率法を用いて65歳以上人口を推移したうえで、過去の性・年齢別の要支援・要介護認定度別認定者数をもとに、要支援・要介護認定者数を推計

②施設・居宅系サービスの利用者見込みの設定等【第5章 1（2）①】

施設・居住系サービスは、推計した要支援・要介護認定者数から、現状の推移、サービス整備の見込みを想定して、推計

③居宅サービス等の見込量の推計【第5章 1（2）②】

要介護認定者数から②の利用者数を除いた対象者数から、現状の推移を踏まえ、利用者数等を推計

④総給付費 推計【第5章 1（3）】

②・③で推計した見込量について、サービス別・要介護度別の一人当たり給付額（実績から推計）を乗じて推計

⑤保険料の推計【第5章 2】

総給付費をもとに標準給付費を推計
標準給付費に地域支援事業費を加え、調整交付金と介護保険基金の取崩額を加味して保険料基準額を算出
この基準額に段階別で定めている「所得段階別加入割合」を乗じて保険料を設定

(2) 介護サービス等の利用者数及び利用量の推計

*令和12(2030)年、令和22(2040)年の見込みは、国の基本指針を踏まえ掲載しており、現段階での施設・居住系サービスの定員を一定とし、近年のサービスの利用状況の伸びにより算出した、現段階での見込みとなります。

①施設・居住系サービスの利用者数及び利用量の推計

施設・居住系サービスの利用者数及び利用量の見込みは以下の通りです。

■（介護給付）施設・居住系サービスの利用者数及び利用量の見込み

サービスの種類	見込み				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護老人福祉施設	125人	125人	125人	143人	154人
介護老人保健施設	72人	72人	72人	83人	88人
介護医療院	0人	0人	0人	0人	0人
特定施設入居者生活介護	15人	15人	15人	16人	18人
認知症対応型共同生活介護	11人	11人	12人	12人	14人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人

■（介護予防給付）施設・居住系サービスの利用者数及び利用量の見込み

サービスの種類	見込み				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護予防特定施設入居者生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
介護予防認知症対応型共同生活介護	0人	0人	0人	0人	0人

②居宅サービスの利用者数及び利用量の推計

居宅サービスの利用者数及び利用量の見込みは以下の通りです。

■（介護給付）居宅サービスの利用者数及び利用量の見込み

サービスの種類		見込み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	134人	136人	138人	147人	153人
		3,969回	4,019回	4,157回	4,276回	4,583回
	訪問入浴介護	13人	13人	13人	13人	1人4
		95回	95回	95回	95回	103回
	訪問看護	69人	70人	69人	74人	78人
		533回	538回	533回	569回	603回
	訪問リハビリテーション	33人	34人	34人	37人	39人
		440回	449回	449回	492回	516回
	居宅療養管理指導	73人	76人	77人	80人	83人
	通所介護	236人	241人	242人	258人	268人
		2,569回	2,623回	2,634回	2,802回	2,913回
	通所リハビリテーション	100人	102人	102人	109人	113人
		752回	766回	766回	819回	850回
	短期入所生活介護	74人	75人	76人	80人	85人
		752日	761日	771日	809日	862日
	短期入所療養介護（老健）	20人	20人	20人	21人	22人
		170日	170日	170日	178日	186日
	短期入所療養介護（病院等）	0人	0人	0人	0人	0人
0日		0日	0日	0日	0日	
福祉用具貸与	341人	348人	349	373	389	
特定福祉用具購入費	6人	6人	6人	6人	6人	
住宅改修	6人	6人	6人	6人	6人	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0人	0人	0人	0人	0人
	夜間対応型訪問介護	0人	0人	0人	0人	0人
	認知症対応型通所介護	0人	0人	0人	0人	0人
		0回	0回	0回	0回	0回
	小規模多機能型居宅介護	0人	0人	0人	0人	0人
	看護小規模多機能型居宅介護	0人	0人	0人	0人	0人
地域密着型通所介護	41人	41人	41人	45人	45人	
	522回	522回	522回	571回	571回	
居宅介護支援		498人	508人	508人	545人	568人

■（介護予防給付）居宅サービスの利用者数及び利用量の見込み

サービスの種類		見込み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0人	0人	0人	0人	0人
		0回	0回	0回	0回	0回
	介護予防訪問看護	10人	10人	10人	12人	10人
		43回	43回	43回	52回	43回
	介護予防訪問リハビリテーション	12人	12人	12人	14人	13人
		145回	145回	145回	169回	158回
	介護予防居宅療養管理指導	0人	0人	0人	0人	0人
	介護予防通所リハビリテーション	51人	51人	51人	56人	55人
	介護予防短期入所生活介護	0人	0人	0人	0人	0人
		0日	0日	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護（老健）	0人	0人	0人	0人	0人
		0日	0日	0日	0日	0日
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0人	0人	0人	0人	0人
0日		0日	0日	0日	0日	
介護予防福祉用具貸与	113人	113人	113人	123人	121人	
介護予防特定福祉用具購入費	2人	2人	2人	2人	2人	
介護予防住宅改修	4人	4人	4人	4人	4人	
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0人	0人	0人	0人	0人
		0回	0回	0回	0回	0回
介護予防小規模多機能型居宅介護	0人	0人	0人	0人	0人	
介護予防支援		146人	148人	148人	161人	158人

(3) 介護保険給付費の推計

①介護給付費の見込み

介護給付費の見込みは以下の通りです。

■介護給付費の見込み

(千円)

サービスの種類		見込み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	訪問介護	136,508	138,211	142,886	147,256	157,558
	訪問入浴介護	13,614	13,614	13,614	13,614	14,837
	訪問看護	40,605	41,046	40,605	43,446	46,037
	訪問リハビリテーション	15,187	15,467	15,467	17,009	17,819
	居宅療養管理指導	10,320	10,742	10,878	11,302	11,737
	通所介護	260,545	266,060	267,558	283,288	295,175
	通所リハビリテーション	69,908	71,397	71,397	75,861	78,812
	短期入所生活介護	80,151	81,024	82,289	86,000	92,035
	短期入所療養介護（老健）	23,862	23,862	23,862	25,161	26,195
	短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
	福祉用具貸与	60,013	61,211	61,464	65,198	68,423
	特定福祉用具購入費	2,089	2,089	2,089	2,089	2,089
	住宅改修	5,834	5,834	5,834	5,834	5,834
	特定施設入居者生活介護	34,606	34,606	34,606	37,060	41,918
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型共同生活介護	35,136	35,136	38,264	38,264	44,750
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	地域密着型通所介護	53,102	53,102	53,102	57,717	57,717
サービス施設	介護老人福祉施設	400,918	400,918	400,918	458,638	494,522
	介護老人保健施設	246,716	246,716	246,716	284,781	302,334
	介護医療院	0	0	0	0	0
居宅介護支援		97,768	99,727	99,781	106,637	111,388

②介護予防給付費の見込み

介護予防給付費の見込みは以下の通りです。

■介護予防給付費の見込み

(千円)

サービスの種類		見込み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
居宅サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	2,119	2,119	2,119	2,551	2,119
	介護予防訪問リハビリテーション	4,632	4,632	4,632	5,404	5,051
	介護予防居宅療養管理指導	0	0	0	0	0
	介護予防通所リハビリテーション	18,235	18,235	18,235	19,918	19,674
	介護予防短期入所生活介護	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0	0
	介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	9,738	9,738	9,738	10,584	10,415
	介護予防特定福祉用具購入費	654	654	654	654	654
	介護予防住宅改修	4,186	4,186	4,186	4,186	4,186
	介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0
地域密着型サービス	介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0
	介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0
	介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0
介護予防支援		7,983	8,092	8,092	8,803	8,639

③総給付費の見込み

総給付費の見込みは以下の通りです

■総給付費の見込み

(千円)

サービスの種類		見込み				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度	令和22年度
介護給付費		1,586,882	1,600,762	1,611,330	1,759,155	1,869,180
介護予防給付費		47,547	47,656	47,656	52,100	50,738
総給付費		1,634,429	1,648,418	1,658,986	1,811,255	1,919,918

2 保険料の設定

※令和6年度からの確定した介護報酬等が国から示されておらず、確定的な保険料の計算が不可能なため、素案の段階では記載をしておりません。

1 計画の推進体制

(1) 庁内、社会福祉協議会との連携強化

本計画の推進にあたり、担当課である福祉課だけでなく、関連する庁内の部、課が連携し、高齢者福祉施策の推進や介護保険事業の運営を行います。庁内で調整会議等を開催し、情報の共有や意見の交換を行い、効率的かつ効果的に計画を推進できるよう、体制の整備を図ります。

また、本計画で示している事業の中には、社会福祉協議会を所管とするものもあるため、社会福祉協議会との連携を強化するとともに、庁内の調整会議への参画を図る等、社会福祉協議会とも一体となって本計画を推進します。

(2) 県、関係機関、団体、専門職との連携強化

本計画の推進にあたり、関連する庁内の部、課や社会福祉協議会との連携だけでなく、保健、福祉、医療、介護の専門職や地域のボランティア、老人クラブ等の地域の団体、民生・児童委員、シルバー人材センター等と連携する体制の整備を図ります。

また、介護サービス事業所等に対する支援の充実を図るため、地域包括支援センターの機能強化に努めます。

(3) 専門職等関係者の資質向上

本計画の推進にあたっては、関連する庁内の部、課の担当職員や介護サービス事業所等の専門職、地域の民生・児童委員等、多種多様な人が関わります。本計画に関わる人を対象とした研修等の開催に努め、関係者の資質向上を図ります。

2 計画の進行管理

(1) 町民への公表、周知

本町のホームページ上に本計画の内容を公表し、町民に対して広く周知を図ります。

(2) 計画の進行管理

高齢者福祉に係る事業や介護保険事業の運営について、各事業の担当課が進捗状況を自己評価することで、本計画の進行管理を行います。

自己評価にあたっては、計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Act）のPDCAサイクルを活用し、各事業の改善を図ります。また、「保険者機能強化推進交付金」等の評価結果についても活用し、より効果的かつ実効性のある施策を推進します。

介護保険事業については、運営状況を美浜町介護保険運営協議会へ定期的に報告し、美浜町介護保険運営協議会が内容を精査することで、介護保険事業の改善に努めます。

また、各福祉分野の庁内外の関係者等により構成され、各計画の進行確認・評価及び審議を行う「地域福祉審議会」においても進捗状況を報告し、より包括的・総合的な視点からの評価を行います。